

那覇市公報

第 1 5 9 2 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

- 那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局庶務課）…………… 1247

◇規 則◇

- 那覇市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則（出納室） 1253
- 那覇市会計管理者の事務を代理させる職員を定める規則の一部を改正する規則（出納室）…………… 1254
- 那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則（健康推進課）…………… 1255

◇告 示◇

- 那覇広域都市計画用途地域の変更について（都市計画課）…………… 1257
- 町字区域及び名称の変更について（市街地整備課）…………… 1258

◇公 告◇

- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）…………… 1261
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）…………… 1261
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）…………… 1262
- 那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 1263

○那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（管財課）	1265
○那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（管財課）	1268
○那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（管財課）	1270
○那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（管財課）	1273
○制限付一般競争入札の実施について（クリーン推進課）	1278
○随意契約の公表について（クリーン推進課）	1279
○随意契約の公表について（クリーン推進課）	1280

◇議 会 訓 令◇

○那覇市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する訓令	1281
○那覇市議会図書室規程の一部を改正する訓令	1293

◇選挙管理委員会告示◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について	1294
-------------------------	------

◇監査委員公表◇

○平成 24 年度後期定期監査の結果について（公表）	1295
----------------------------	------

◇正 誤◇

○那覇市公報号外第 714 号その 7 の正誤	1333
-------------------------	------

条 例

那覇市条例第 2 号

平成25年 2 月28日

公 布 済

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市議会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項<u>及び第15項</u>の規定に基づき、那覇市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し<u>政務調査費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 (交付対象) 第2条 <u>政務調査費</u>の交付対象は、各月4日(以下「基準日」という。)において次に掲げるものとする。 (1) 那覇市議会の会派であって、会派として<u>政務調査費</u>の交付を受けるもの(以下「交付会派」という。) (2) 交付会派以外の会派に所属する議員又は会派に所属しない議員であって、議員として<u>政務調査費</u>の交付を受けるもの(以下「交付議員」という。) 2 [略] (<u>政務調査費の額</u>) 第3条 交付会派に対する<u>政務調査費</u>の額は、基準日における当該交付会派の所属議員の数に月額9万円を乗じて得た額とする。 2 交付議員に対する<u>政務調査費</u>の額は、基準日に在職する当該交付議員に対して、月額9万円とする。 (交付の方法等) 第4条 <u>政務調査費</u>は、年度分を半期ごとに	那覇市議会<u>政務活動費</u>の交付に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項<u>から第16項までの規定</u>に基づき、那覇市議会議員の調査研究<u>その他の活動</u>に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、<u>政務活動費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 (交付対象) 第2条 <u>政務活動費</u>の交付対象は、各月4日(以下「基準日」という。)において次に掲げるものとする。 (1) 那覇市議会の会派であって、会派として<u>政務活動費</u>の交付を受けるもの(以下「交付会派」という。) (2) 交付会派以外の会派に所属する議員又は会派に所属しない議員であって、議員として<u>政務活動費</u>の交付を受けるもの(以下「交付議員」という。) 2 [略] (<u>政務活動費の額</u>) 第3条 交付会派に対する<u>政務活動費</u>の額は、基準日における当該交付会派の所属議員の数に月額9万円を乗じて得た額とする。 2 交付議員に対する<u>政務活動費</u>の額は、基準日に在職する当該交付議員に対して、月額9万円とする。 (交付の方法等) 第4条 <u>政務活動費</u>は、年度分を半期ごとに

交付するものとし、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。

2 〔略〕

- 3 一半期の途中において議員の任期が満了する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該任期満了までの間に含まれる基準日の数に応じた該当月数分の政務調査費を交付する。

- 4 政務調査費は、交付月の5日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、その日が本市の休日に当たる場合は、その日後において最も近い本市の休日でない日とする。

- 5 前項の規定にかかわらず、交付会派又は交付議員について、交付日前において特別の事由があるときは、当該交付会派又は交付議員に対する政務調査費は交付日後における相当の期日において交付することができる。

- 6 次条又は第6条において政務調査費を返還すべき事由が生じたときは、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、当月）の5日までに当該政務調査費を返還しなければならない。

（交付の特例等）

第5条 交付会派の所属議員数に異動が生じた場合は、既に交付した政務調査費の額が基準日の所属議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付された政務調査費の額が基準日の所属議員数に基づいて算定した政務調査費の額を上回るときは当該交付会派は当該上回る額を返還しなければならない。

- 2 交付会派が解散したときは、当該交付会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の既に交付された政務調査費を返還しなければならない。

交付するものとし、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。

2 〔略〕

- 3 一半期の途中において議員の任期が満了する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該任期満了までの間に含まれる基準日の数に応じた該当月数分の政務活動費を交付する。

- 4 政務活動費は、交付月の5日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、その日が本市の休日に当たる場合は、その日後において最も近い本市の休日でない日とする。

- 5 前項の規定にかかわらず、交付会派又は交付議員について、交付日前において特別の事由があるときは、当該交付会派又は交付議員に対する政務活動費は交付日後における相当の期日において交付することができる。

- 6 次条又は第6条において政務活動費を返還すべき事由が生じたときは、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌々月（その日が月の初日から4日までに当たるときは、翌月）の5日までに当該政務活動費を返還しなければならない。

（交付の特例等）

第5条 交付会派の所属議員数に異動が生じた場合は、既に交付した政務活動費の額が基準日の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付された政務活動費の額が基準日の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは当該交付会派は当該上回る額を返還しなければならない。

- 2 交付会派が解散したときは、当該交付会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の既に交付された政務活動費を返還しなければならない。

3 交付議員が、当該交付議員でなくなったときは、当該交付議員は当該交付議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の既に交付された政務調査費を返還しなければならない。

（使途基準）

第6条 交付会派又は交付議員は、政務調査費を議長が定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充ててはならない。

（経理責任者）

第7条 交付会派は、当該交付会派に所属する議員の中から政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第8条 交付会派の経理責任者又は交付議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書の提出期限は、当該年度に係る政務調査費について、翌年度の4月30日とする。

3 交付会派が解散し、又は交付議員が、辞職、失職、若しくは除名若しくは議会の解散により議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該交付会派の経理責任者であった者又は当該交付議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

（政務調査費の残余の返還）

第9条 市長は、交付会派又は交付議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該会派又は議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して

3 交付議員が、当該交付議員でなくなったときは、当該交付議員は当該交付議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の既に交付された政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、交付会派に係るものについては別表第1、交付議員に係るものについては別表第2に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるとおりとする。

（経理責任者）

第7条 交付会派は、当該交付会派に所属する議員の中から政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第8条 交付会派の経理責任者又は交付議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書の提出期限は、当該年度に係る政務活動費について、翌年度の4月30日とする。

3 交付会派が解散し、又は交付議員が、辞職、失職、若しくは除名若しくは議会の解散により議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該交付会派の経理責任者であった者又は当該交付議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の残余の返還）

第9条 市長は、交付会派又は交付議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派又は議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があ

残余がある場合、当該残余に相当する額の<u>政務調査費</u>の返還を命ずることができる。 （委任） <u>第11条</u> この条例に定めるもののほか、<u>政務調査費</u>の交付に関し必要な事項は、議長が定める。	る場合、当該残余に相当する額の<u>政務活動費</u>の返還を命ずることができる。 （透明性の確保） <u>第11条</u> 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、<u>政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</u> （委任） <u>第12条</u> この条例に定めるもののほか、<u>政務活動費</u>の交付に関し必要な事項は、議長が定める。 [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

付 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

[改正後 別記]

別表第1(第6条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
調 査 旅 費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広 報 費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費
広 聴 費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費
人 件 費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

別表第2(第6条関係)

項目	内容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
調 査 旅 費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広 報 費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費
広 聴 費	議員が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費

人 件 費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品及び事務機器購入若しくはリース代等)
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

規 則

那覇市規則第23号
平成25年 3 月15日

那覇市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

那覇市会計管理者の補助組織に関する規則(1966年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>第4条</u> 会計管理者が不在のときは室長が、 室長も不在のときは副参事がその事務を 代決する。 <u>第5条～第6条</u> 〔略〕 <u>第7条</u> <u>第5条</u>の事務を処理する場合におい て、当該事務が市長の権限に属するもの であるときは、出納室は総務部に属する ものとする。	<u>第4条～第5条</u> 〔略〕 <u>第6条</u> <u>第4条</u>の事務を処理する場合におい て、当該事務が市長の権限に属するもの であるときは、出納室は総務部に属する ものとする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第24号

平成25年 3 月 15 日

那覇市会計管理者の事務を代理させる職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市会計管理者の事務を代理させる職員を定める規則の一部を改正する規則

那覇市会計管理者の事務を代理させる職員を定める規則(1967年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理させる職員は、 <u>出納室副参事</u> とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理させる職員は、 <u>出納室長</u> とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第25号

平成25年3月15日

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則

那覇市健康診査費用徴収規則（平成10年那覇市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第4条関係)

健康診査の種類		個別検診	集団検診
[略]			
肝炎ウイルス検診(特定健康診査又はこれに相当する健康診断と同時に受診する場合)	B型+C型	[略]	<u>940円</u>
	B型のみ	[略]	<u>250円</u>
	C型のみ	[略]	<u>690円</u>
肝炎ウイルス検診(特定健康診査又はこれに相当する健康診断と別に受診する場合)	B型+C型	[略]	<u>990円</u>
	B型のみ	[略]	<u>290円</u>
	C型のみ	[略]	<u>730円</u>
[略]			

[改正後 別記]

別表(第4条関係)

健康診査の種類		個別検診	集団検診
[略]			
肝炎ウイルス検診(特定健康診査又はこれに相当する健康診断と同時に受診する場合)	B型+C型	[略]	<u>1,350円</u>
	B型のみ	[略]	<u>840円</u>
	C型のみ	[略]	<u>1,050円</u>
肝炎ウイルス検診(特定健康診査又はこれに相当する健康診断と別に受診する場合)	B型+C型	[略]	<u>1,930円</u>
	B型のみ	[略]	<u>990円</u>
	C型のみ	[略]	<u>1,590円</u>
[略]			

告 示

那覇市告示第 127 号

平成 25 年 3 月 5 日

掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画用途地域を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 那覇市首里大名町二丁目、首里大名町三丁目、首里平良町一丁目及び首里平良町二丁目各地内
(県道 153 号線沿道地区)
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所本庁舎 9 階）

那覇市告示第 132 号

平成 25 年 3 月 15 日

町字区域及び名称の変更について

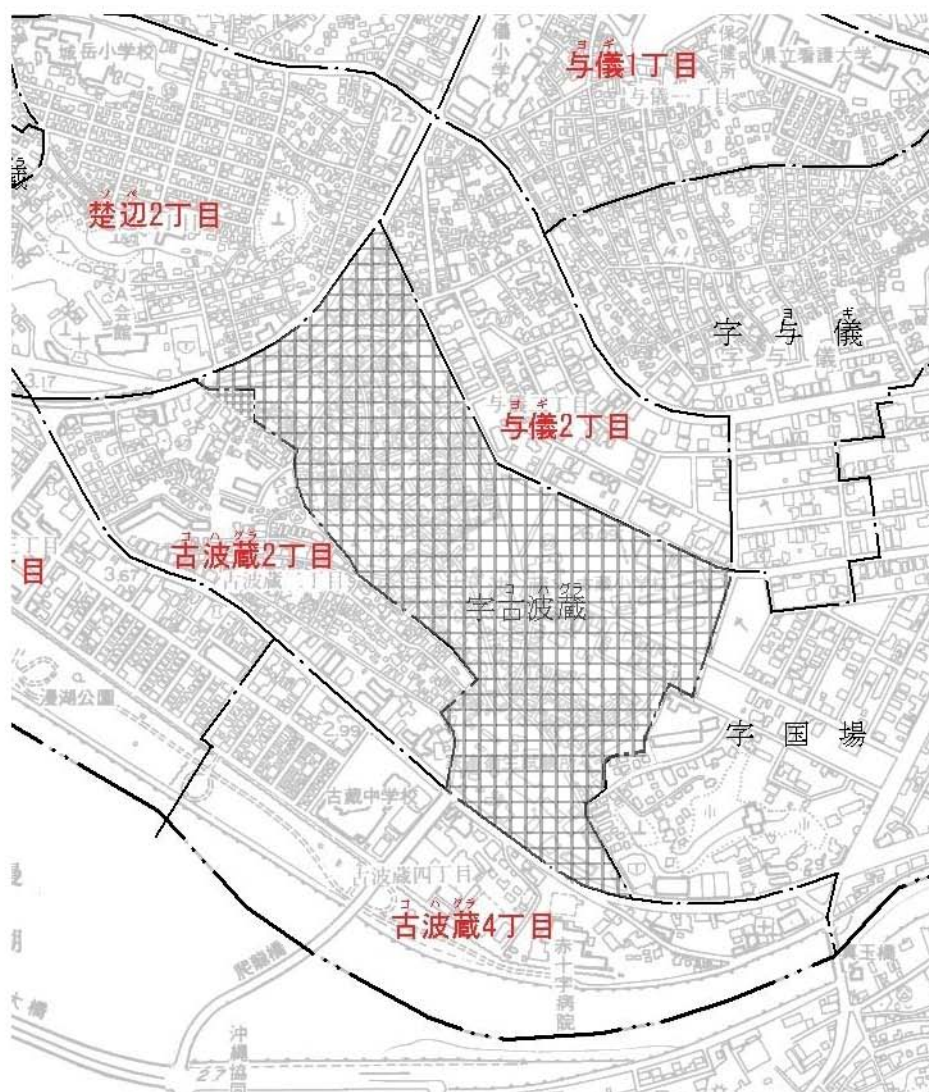
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別図 1 に示す字の区域及びその名称を別図 2 に示すとおり変更するため、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定によりその案を公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

住居表示に関する法律第 5 条の 2 第 2 項の規定に基づき、公示された案に係る字の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その案に異議あるときは市長に対し、公示の日から 30 日経過する日までに、その 50 人以上の連署をもって理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

別図 1

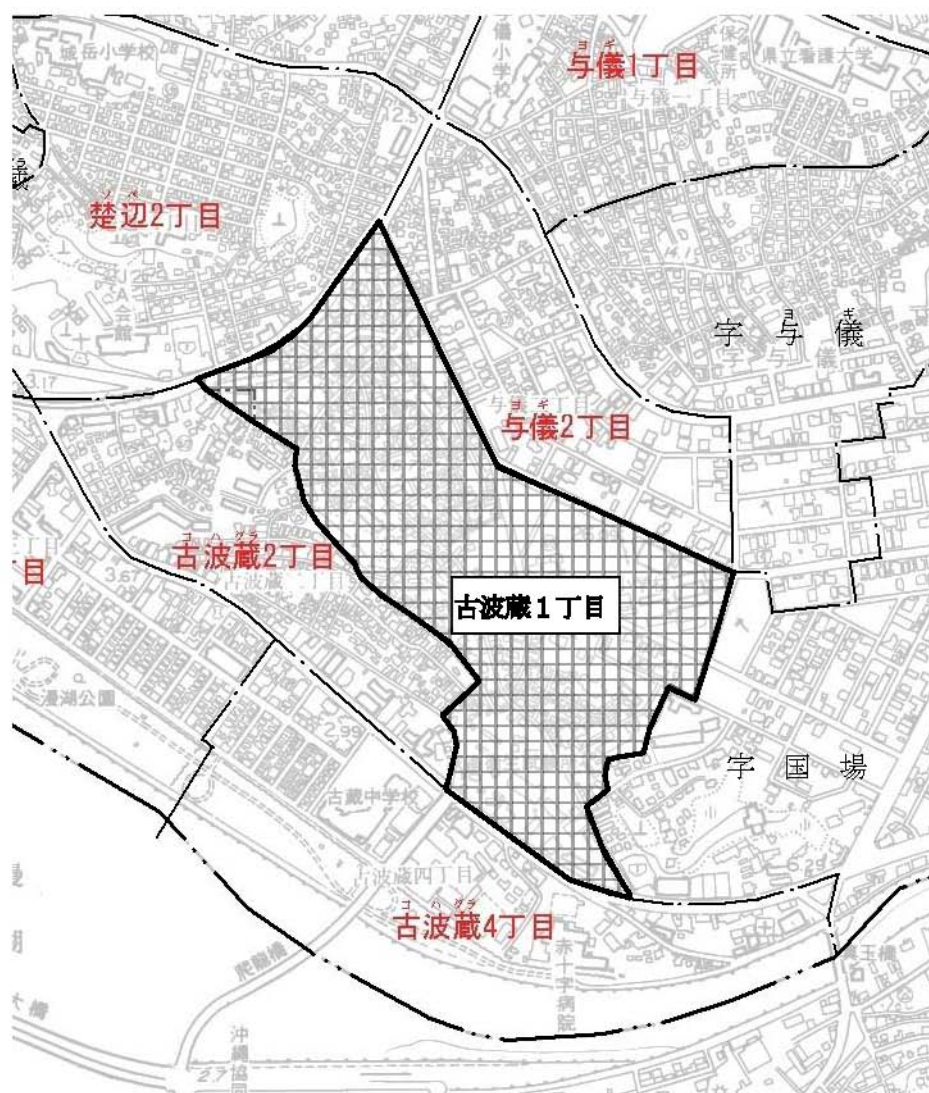
字古波蔵、古波蔵 2 丁目地区 現 況 図



凡例	現町字界	— . — . — .
	字古波蔵	
	古波蔵 2 丁目の一部	

別図 2

字古波蔵、古波蔵 2 丁目地区 町界町名整理図



凡例	現町字界	- . - . - . - .
	新町字界	—————
	古波蔵 1 丁目	[Grid Pattern]

公 告

那覇市公告第 352 号

平成 25 年 3 月 6 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・3・17号 石嶺線
- 2 施行者の名称 那 覇 市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - （2）期間 平成25年 3 月 6 日～平成30年 3 月 31 日

那覇市公告第 353 号

平成 25 年 3 月 6 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・1号 小禄赤嶺線
- 2 施行者の名称 那 覇 市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成25年 3 月 6 日～平成28年 3 月 31 日

那覇市公告第 354 号
平成 25 年 3 月 6 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那22号松山線
- 2 施行者の名称 那 覇 市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成25年 3 月 6 日～平成26年 3 月 31 日

那覇市公告第 368 号

平成 25 年 3 月 15 日

那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所真和志庁舎
那覇市寄宮 2 丁目 32 番 1 号
- (3) 履行期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気」若しくは「管」に登録されていること。または、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 過去 2 年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。
- (3) 従業員に次の者がいること。
 - ・ 第 1 種電気工事士 1 人以上
 - ・ 第 1 種～第 3 種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者 1 人以上
 - ・ 熟練された大工技能を有する者 1 人以上
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」と

いう。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件是那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。

- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成 25 年 3 月 22 日(金) 午前 9 時 30 分受付開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎(那覇市泉崎 1-1-1) 4 階 会議室 401

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成 25 年 3 月 28 日(木) 午後 2 時 30 分受付開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎(那覇市泉崎 1-1-1) 5 階 管財課入札室

5 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除することができる。

7 契約保証金

契約金額(年額)の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則(昭和 46 年那覇市規則第 13 号)第 4 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 369 号

平成 25 年 3 月 15 日

那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
那覇市泉崎1丁目1番1号
- (3) 業務の目的 本庁舎外周及び中庭に設置されている植物を常に良好な状態に管理し、庁舎の美観を保つとともに遮熱効果を提供することを目的とする。
- (4) 履行期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 従業員に常勤の者で造園施工管理技術士の資格を有する者が1人以上いること。
- (3) 営業実績が2年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件是那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後2年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年3月22日（金）午前10時30分受付開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎1-1-1） 4階 会議室401

4 入札の日時及び場所

（3）日時 平成 25 年 3 月 28 日（木）午後 3 時 30 分受付開始

（4）場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎 1－1－1） 5 階 管財課入札室

5 入札時提出書類

（1）入札書（市様式）

（2）代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除することができる。

7 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

（1）入札資格審査申請書

（2）業務実績表（市様式）

（3）商業登記簿

（4）市税完納証明書

（5）所在地確認資料

（6）労働保険（労災・雇用）加入証明書

（7）社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書

（8）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）

（9）その他市長が必要と認める書類

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

9 郵送による入札は認めない。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 370 号

平成 25 年 3 月 15 日

那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所真和志庁舎
那覇市寄宮 2 丁目 3 2 番 1 号
- (3) 履行期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 次のいずれにも該当すること
 - (ア)建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号の登録があり、かつ第 2 号または第 8 号の登録があること。
 - (イ)那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 過去 2 年間に官公庁の施設で環境衛生管理業務もしくは清掃業務の請負実績があること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。

- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (12) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (13) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成 25 年 3 月 22 日（金）午前 11 時 30 分受付開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎(那覇市泉崎 1－1－1) 4 階 会議室 401

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成 25 年 3 月 28 日（木）午後 4 時 30 分受付開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎(那覇市泉崎 1－1－1) 5 階 管財課入札室

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除することができる。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 371 号

平成 25 年 3 月 15 日

那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

（1）業 務 名 那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託

（2）履 行 場 所 那覇市本庁舎

那覇市泉崎1丁目1番1号

（3）履行期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

（4）目的 那覇市役所本庁舎に設置しているエレベーター 4 基を正常かつ良好な運転状態に保つため、定期点検及び故障対策を実施する。

（5）概要 ・技術員による 3 ヶ月に 1 回の巡回点検整備

・監視診断装置による毎月 1 回の点検、又は技術員による毎月 1 回の巡回点検

- ・不時の故障等が発生したときの点検及び修理（24時間体制）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく建設業者格付名簿に登録していること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) 「昇降機検査資格者」資格を有し、かつ、同一規模の保守点検実務経験が3年以上のある者が3人以上在職していること。
- (13) 制服制度があること。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

日 時 平成25年3月22日

午後2時00分受付開始 午後2時15分開始

場 所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市本庁舎7階会議室701A

4 入札執行の日時及び場所

日 時 平成25年3月28日

午前 10 時 30 分受付開始 午前 10 時 45 分入札開始
場 所 那覇市泉崎 1－1－1 那覇市役所本庁舎 5 階入札室

※本庁舎の駐車場は有料です。

5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除することができる。

7 契約保証金

契約金額(年額)の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則（昭和 46 年那覇市規則第 13 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問い合わせ

那覇市総務部 管財課 庁舎管理 G
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

(N01、2、3号機)

1. 3台並列群管理運転方式
2. 機械室レス乗用エレベーター
3. 型式：UAP-15-C01054、
4. 積載量：1000Kg
5. 定員：15名
6. 速度：105m・分
7. 14停止
8. 付加仕様

停電時自動着床装置付、火災管制運転装置付、地震管制運転装置付（P波、S波）

ICオートアナウンス装置付、車イス仕様（副運転盤付）、視覚障害者対策仕様

液晶CPI付、遮煙製ドア仕様（全階）、ドアシグナル装置付、マルチドアセンサー付

(N04号機)

1. 乗用兼非常用エレベーター（機械室あり）
2. 型式：MVF-17-C0105
3. 定員：17名
4. 積載量：1150Kg
5. 速度：105m・分
6. 14停止
7. 付加仕様

非常放送付、各階不停止SW付、停電時自動着床装置付、地震管制運転装置付（P波、S波）

ICオートアナウンス装置付、車イス仕様（副運転盤付）、視覚障害者対策仕様

液晶CPI付、遮煙製ドア仕様（全階）、ドアシグナル装置付、マルチドアセンサー付

那覇市公告第 372 号

平成 25 年 3 月 15 日

那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札
の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市本庁舎
那覇市泉崎1丁目1番1号
- (3) 履行期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日
- (4) 目的 那覇市役所本庁舎に設置しているエスカレーター4基を正常かつ良好な運転状態に保つため、定期点検及び故障対策を実施する。
- (5) 概要
 - ・技術員による月に1回の巡回点検整備
 - ・法定定期検査
 - ・不時の故障等が発生したときの点検及び修理（24時間体制）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく建設業者格付名簿に登録していること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件是那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) 「昇降機検査資格者」資格を有し、かつ、実務経験のある者が3人以上在職していること。

- (13) 制服制度があること。
(14) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

日 時 平成 25 年 3 月 22 日
午後 3 時 00 分受付開始 午後 3 時 15 分開始
場 所 那覇市泉崎 1-1-1 那覇市本庁舎 7 階会議室（701A）

4 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 25 年 3 月 28 日
午前 11 時 00 分受付開始 午前 11 時 15 分入札開始
場 所 那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所本庁舎 5 階入札室

※本庁舎の駐車場は有料です。

5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除することができる。

7 契約保証金

契約金額(年額)の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則（昭和 46 年那覇市規則第 13 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
(2) 業務実績表（市様式）
(3) 商業登記簿
(4) 市税完納証明書
(5) 所在地確認資料
(6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
(7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
(8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
(9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
(10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問い合わせ

那覇市総務部 管財課 庁舎管理G

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

2.2 エスカレーター仕様

エスカレーター

【1～4号機】

略仕様	S1000TEーD	
速 度	30m/min	
輸送能力	9000人/時	
傾斜角度	水平面に対し30度	
欄干形式	全透明方式	
運転方式	昇降可逆式	
電動機容量	AC 5.5kw	
電源	動力	三相3線 210V 60Hz
	照明	単相 100V 60Hz
欄干照明	有	
欄干パネル	垂直平面強化ガラス	
乗降板	ステンレス製(溝:黒色)	
トラス外装	有	

特記事項

- ・水平踏段枚数(3枚)
- ・音声案内装置
- ・ボール式自動運転
- ・三角ガード
- ・進入防止板
- ・登り防止用仕切板

那覇市公告第 373 号

平成 25 年 3 月 15 日

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

件名		制限付一般競争入札について
契約 1	業務名	平成 25 年度重機類保守点検業務委託
	業務内容	エコマール那覇リサイクル棟に配置されている重機類の保守点検業務 ※別紙フォークリフト保守点検業務委託仕様書及びホイロード保守点検業務委託仕様書を参照（那覇市ホームページ掲載）
	要件	(1) 厚生労働大臣に登録した検査業者及び沖縄県労働局に登録した検査業者であること。 (2) 県内に本社若しくは営業所等がある業者であること。 (3) 各メーカーの重機類の保守点検ができること。 ※上記の要件を満たしていない場合は無効となります。
契約 2	業務名	平成 25 年度エコマール那覇施設昇降機保守点検業務委託
	業務内容	エコマール那覇プラザ棟及びリサイクル棟に設置されている昇降機の保守点検業務 ※別紙昇降機保守点検業務委託仕様書を参照（那覇市ホームページ掲載）
	要件	(1) 建築基準法で定める国家資格「昇降機検査資格者」1 名以上 (2) 県内に本社若しくは営業所等がある業者であること。 (3) 各メーカーの昇降機の保守点検ができること。 ※上記の要件を満たしていない場合は無効となります。
契約 1、2	履行期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日
入札について		入札説明会はありません。説明資料は那覇市ホームページに掲載
契約 1	入開札日	平成 25 年 3 月 27 日（水曜日） 11：30
契約 2	入開札日	平成 25 年 3 月 27 日（水曜日） 9：00
入札会場		沖縄県島尻郡南風原町字新川 6 5 0 番地 2 階 那覇市環境部クリーン推進課内会議室
契約担当課		環境部 クリーン推進課 環境施設 G 担当：久場島 電話 889-3567
備考		詳細については契約担当課までお問い合わせください。

那覇市公告第 374 号

平成 25 年 3 月 15 日

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

件名	随意契約の公表について
業務名	平成 25 年度びんの選別作業業務委託
業務内容	エコマール那覇リサイクル棟に搬入されるびんの破袋作業、不適物除去作業、生きびんの選別、びんの色（無色、茶色、その他の色）の手選別作業を行う業務委託
契約相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も額の低いものと契約する。 (1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 (2) 市内に事務所及び福祉工場を持つ団体であること。
申請方法	下記の事項は申請書とともに提出すること。（各様式については那覇市ホームページの掲載記事よりダウンロードしてください。） (1) 見積書 (2) 定款（法人の場合） (3) 所在地見取図
提出期限	平成 25 年 3 月 15 日から平成 25 年 3 月 25 日まで
契約担当課	環境部 クリーン推進課 環境施設 G 担当：久場島 電話 889-3567
備考	詳細については契約担当課までお問い合わせください。

那覇市公告第 375 号

平成 25 年 3 月 15 日

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

件名	随意契約の公表について
業務名	平成 25 年度クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託
業務内容	那覇市クリーン推進課敷地内草木の除草清掃、多目的広場周辺及び污水处理場周辺道路除草清掃（敷地図参照）（那覇市ホームページ掲載）
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	下記の事項は申請書とともに提出すること。（各様式については那覇市ホームページの掲載記事よりダウンロードしてください。） (1) 見積書 (2) 定款(法人の場合) (3) 所在地見取図
提出期限	平成 25 年 3 月 15 日から平成 25 年 3 月 25 日まで
契約担当課	環境部 クリーン推進課 環境施設 G 担当:久場島 電話 889-3567
備考	詳細については契約担当課までお問い合わせください。

議 会 訓 令

那覇市議会訓令第1号

平成 25 年 2 月 28 日

公 表 済

那覇市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 永 山 盛 廣

那覇市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市議会政務調査費の交付に関する規程（平成13年那覇市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市議会<u>政務調査費</u>の交付に関する規程 （趣旨） 第1条 この規程は、那覇市議会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例（平成13年那覇市条例第3号。以下「条例」という。）<u>第11条</u>に基づき<u>政務調査費</u>の交付に関し必要な事項を定めるものとする。 （交付申請） 第2条 <u>政務調査費</u>の交付を受けようとする交付会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して<u>政務調査費</u>交付申請書（第1号様式及び第2号様式）を提出しなければならない。また申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して<u>政務調査費</u>交付変更申請書（第3号様式及び第4号様式）を提出しなければならない。 2 交付会派が、<u>政務調査費</u>の交付申請後交付前に解散したときは、当該交付会派による申請は、交付議員による申請とみなす。 3 <u>政務調査費</u>の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して<u>政務調査費</u>交付申請書（第5号様式）を提出しなければならない。 4 〔略〕 （交付決定） 第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった交付会派及び議員について交付すべき当該年度分の<u>政務調査費</u>の額を決定し、当該交付会派の代表者及び議員に<u>政務調査費</u>交付決定通知書（第7号様式）を提出しなければならない。	那覇市議会<u>政務活動費</u>の交付に関する規程 （趣旨） 第1条 この規程は、那覇市議会<u>政務活動費</u>の交付に関する条例（平成13年那覇市条例第3号。以下「条例」という。）<u>第12条</u>に基づき<u>政務活動費</u>の交付に関し必要な事項を定めるものとする。 （交付申請） 第2条 <u>政務活動費</u>の交付を受けようとする交付会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して<u>政務活動費</u>交付申請書（第1号様式及び第2号様式）を提出しなければならない。また申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して<u>政務活動費</u>交付変更申請書（第3号様式及び第4号様式）を提出しなければならない。 2 交付会派が、<u>政務活動費</u>の交付申請後交付前に解散したときは、当該交付会派による申請は、交付議員による申請とみなす。 3 <u>政務活動費</u>の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して<u>政務活動費</u>交付申請書（第5号様式）を提出しなければならない。 4 〔略〕 （交付決定） 第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった交付会派及び議員について交付すべき当該年度分の<u>政務活動費</u>の額を決定し、当該交付会派の代表者及び議員に<u>政務活動費</u>交付決定通知書（第7号様式）を提出しなければならない。

式)により通知するものとする。交付会派より変更申請があった場合についても、同様とする。

(交付請求)

第4条 交付会派の代表者及び交付議員は、次の各号に掲げる日までに、市長に対し政務調査費交付請求書(交付会派にあっては第8号様式、交付議員にあっては第9号様式)を提出するものとする。

(1) 4月5日に交付される政務調査費に係る請求の場合 交付決定のあった日の翌日

(2) その他の場合 政務調査費の交付日の14日前

(使途基準等)

第5条 条例第6条に規定する政務調査費の使途基準は、交付会派に係るものについては別表第1、議員に係るものについては別表第2に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるとおりとする。

2 交付会派における所属議員の異動があった場合において当該交付会派が異動時において交付会派が既に支出し、又は支出すべき政務調査費の中に、当該議員相当分として支出し、又は支出すべき政務調査費があるときは、当該議員相当分の政務調査費は、異動後の交付会派又は議員の政務調査費とみなすことができる。

3 交付会派における所属議員の異動があった場合において当該交付会派に交付された政務調査費の中に当該議員相当分として支出すべき政務調査費があるときは、当該交付会派が異動後において議員へ当該議員相当分として支出した政務調査費は、当該交付会派の政務調査費とみなすことができる。

(会計帳簿の整理保管)

第7条 交付会派の経理責任者及び交付議員は、政務調査費の支出について会計帳

式)により通知するものとする。交付会派より変更申請があった場合についても、同様とする。

(交付請求)

第4条 交付会派の代表者及び交付議員は、次の各号に掲げる日までに、市長に対し政務活動費交付請求書(交付会派にあっては第8号様式、交付議員にあっては第9号様式)を提出するものとする。

(1) 4月5日に交付される政務活動費に係る請求の場合 交付決定のあった日の翌日

(2) その他の場合 政務活動費の交付日の14日前

(所属議員の異動)

第5条 交付会派における所属議員の異動があった場合において当該交付会派が異動時において交付会派が既に支出し、又は支出すべき政務活動費の中に、当該議員相当分として支出し、又は支出すべき政務活動費があるときは、当該議員相当分の政務活動費は、異動後の交付会派又は議員の政務活動費とみなすことができる。

2 交付会派における所属議員の異動があった場合において当該交付会派に交付された政務活動費の中に当該議員相当分として支出すべき政務活動費があるときは、当該交付会派が異動後において議員へ当該議員相当分として支出した政務活動費は、当該交付会派の政務活動費とみなすことができる。

(会計帳簿の整理保管)

第7条 交付会派の経理責任者及び交付議員は、政務活動費の支出について会計帳

簿を調整するとともに、当該帳簿を当該 <u>政務調査費</u> に係る収支報告の対象期間の 属する年度の翌年度の4月1日から起算し て5年を経過する日まで保管しなければ ならない。	簿を調整するとともに、当該帳簿を当該 <u>政務活動費</u> に係る収支報告の対象期間の 属する年度の翌年度の4月1日から起算し て5年を経過する日まで保管しなければ ならない。
[別表第1 別記]	
[別表第2 別記]	
[第1号様式 別記]	[第1号様式 別記]
[第2号様式 別記]	[第2号様式 別記]
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
[第4号様式 別記]	[第4号様式 別記]
[第5号様式 別記]	[第5号様式 別記]
[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]
[第7号様式 別記]	[第7号様式 別記]
[第8号様式 別記]	[第8号様式 別記]
[第9号様式 別記]	[第9号様式 別記]
[第10号様式 別記]	[第10号様式 別記]
[第11号様式 別記]	[第11号様式 別記]
[第12号様式 別記]	[第12号様式 別記]
[第13号様式 別記]	[第13号様式 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正前の欄中の表の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改 正前表を削る。	
4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中 の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、 当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

- 1 この訓令は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この訓令の規定は、この訓令の施行の日以降に市長に提出する政務活動費交付申請書、
政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政
務活動費交付決定通知書から適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前の
那覇市政務調査費の交付に関する規程の規定により市長に提出した政務調査費交付申請
書、政務調査費交付変更申請書、交付会派解散届、政務調査費交付請求書及び市長が通
知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

〔改正前 別記〕

別表第1

会派に係る政務調査費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費(会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費(交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費(広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費(会場費、印刷費、茶菓子代等)
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品及び事務機器購入若しくはリース代等)
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

別表第2

議員に係る政務調査費使途基準

項目	内容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費(会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費(交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

	費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費(広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	議員が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費(会場費、印刷費、茶菓子代等)
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品及び事務機器購入若しくはリース代等)
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

[改正前 別記]

第1号様式

[略]

政務調査費交付申請書

那覇市議会政務調査費の交付に関する規程第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

[略]

[改正後 別記]

第1号様式(第2条関係)

[略]

政務活動費交付申請書

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

[略]

[改正前 別記]

第2号様式

[略]

[改正後 別記]

第2号様式(第2条関係)

[略]

[改正前 別記]

第3号様式

[略]

政務調査費交付変更申請書

那覇市議会政務調査費の交付に関する規程第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

[略]

[改正後 別記]

第3号様式(第2条関係)

[略]

政務活動費交付変更申請書

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

[略]

[改正前 別記]

第4号様式

[略]

[改正後 別記]

第4号様式(第2条関係)

[略]

[改正前 別記]

第5号様式

[略]

政務調査費交付申請書

那覇市議会政務調査費の交付に関する規程第2条第1項の規定により、下記のとおり政務調査費を申請します。

[略]

[改正後 別記]

第5号様式(第2条関係)

[略]

政務活動費交付変更申請書

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程第2条第3項の規定により、下記のとおり政務活動費を申請します。

[略]

[改正前 別記]

第6号様式

[略]

那覇市議会政務調査費の交付に関する規程第2条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

[略]

[改正後 別記]

第6号様式(第2条関係)

[略]

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程第2条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

[略]

[改正前 別記]

第7号様式

[略]

政務調査費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務調査費の交付について、下記のとおり決定したので、那覇市議会政務調査費の交付に関する規程第3条の規定により通知します。

[略]

年度政務調査費交付決定額 円
(月分)

[改正後 別記]

第7号様式(第3条関係)

[略]

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定したので、那覇市議会政務活動費の交付に関する規程第3条の規定により通知します。

[略]

年度政務活動費交付決定額 円
(月分)

[改正前 別記]

第8号様式

[略]

政務調査費交付請求書

那覇市議会政務調査費の交付に関する規程第4条の規定により、下記のとおり政務調査費を申請します。

[略]

[改正後 別記]

第8号様式(第4条関係)

[略]

政務活動費交付請求書

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を申請します。

[略]

[改正前 別記]

第9号様式

[略]

政務調査費交付請求書

那覇市議会政務調査費の交付に関する規程第4条の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

[略]

[改正後 別記]

第9号様式(第4条関係)

[略]

政務活動費交付請求書

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

[略]

[改正前 別記]

第10号様式

[略]

年度政務調査費収支報告書

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

[略]

[改正後 別記]

第10号様式(第6条関係)

[略]

年度政務活動費収支報告書

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

[略]

[改正前 別記]

第11号様式

年度政務調査費収支報告書

[略]

政務調査費 _____ 円

[略]

[改正後 別記]

第11号様式

年度政務活動費収支報告書

[略]

政務活動費 _____ 円

[略]

[改正前 別記]

第12号様式

[略]

年度政務調査費収支報告について

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

[略]

[改正後 別記]

第12号様式(第6条関係)

[略]

年度政務活動費収支報告について

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

[略]

[改正前 別記]

第13号様式

年度政務調査費収支報告書

[略]

政務調査費 _____ 円

[略]

[改正後 別記]

第13号様式

年度政務活動費収支報告書

[略]

政務活動費 _____ 円

[略]

那覇市議会訓令第2号

平成25年3月1日

公 表 済

那覇市議会図書室規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 永 山 盛 廣

那覇市議会図書室規程の一部を改正する訓令

那覇市議会図書室規程(昭和49年那覇市議会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 那覇市議会に地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条第18項の規定により那覇市議会図書室(以下「図書室」という。)を設ける。 (目的) 第2条 図書室は、次の刊行物等を収集保管し、議員の調査研究に資することをもって目的とする。 (1) 法第100条第16項の規定により送付を受けた官報その他政府刊行物 (2) 法第100条第17項の規定により送付を受けた県公報その他県の刊行物 (3)～(5) [略]	(設置) 第1条 那覇市議会に地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条第19項の規定により那覇市議会図書室(以下「図書室」という。)を設ける。 (目的) 第2条 [略] (1) 法第100条第17項の規定により送付を受けた官報その他政府刊行物 (2) 法第100条第18項の規定により送付を受けた県公報その他県の刊行物 (3)～(5) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 71 号

平 成 2 5 年 3 月 2 日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

- | | |
|---------------------------|----------|
| 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 5,002 人 |
| 2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 83,362 人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 | 41,681 人 |

監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号
平成 25 年 3 月 15 日

那覇市監査委員	大 嶺 英 明
同	宮 里 善 博
同	喜 舎 場 盛 三
同	屋 良 栄 作

平成 24 年度後期定期監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、総務部、企画財務部、健康福祉部（健康保険局を含む。）、こどもみらい部及び選挙管理委員会の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を次のとおり公表する。

定期監査報告書

- 第1 監査の対象 **総務部**
総務課、秘書広報課、平和交流・男女参画課、人事課、
管財課、新庁舎建設室
企画財務部
企画調整課、財政課、情報政策課、行政経営課、税制課、
市民税課、資産税課、納税課
健康福祉部
福祉政策課、ちゃーがんじゅう課、障がい福祉課、
保護管理課、保護第一課、保護第二課
（健康保険局）
健康推進課、国保長寿医療課、特定健診課、保健所準備室
こどもみらい部
こども政策課、こどもみらい課、子育て応援課
選挙管理委員会
選挙管理委員会事務局
- 第2 監査の期間 平成24年11月20日から平成25年2月25日まで
- 第3 監査の方法 監査は、平成24年度（平成24年11月30日現在）における
予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等につ
いて、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、
これらの財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的
に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第4 監査の結果 次のとおり

総務部

○ 総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、課長1人、室長1人、担当副参事1人、主幹3人、
主査7人、主任主事6人、主事2人、計21人である。その他、非常勤職員11人、
臨時職員2人である。

2 主な所掌事務

総務課は、議会、災害対策に係る計画及び総合調整、防災会議、災害対策本部
及び災害復旧に係る申請等、総合防災訓練・防災ボランティア団体等への防災対
策の情報提供等、防災センターの設立及び防災の啓発、武力攻撃事態等における
国民の保護のための措置に関する法律、文書及び公印、情報公開及び個人情報保
護、条例、規則等の制定並びに解釈及び運用、中央行政機関等との連絡調整等、

公平委員会に関すること、他部の所管に属しないことを所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金の状況について

負担金の支出は、南部市町村会（453万円）、沖縄県市長会（296万8,000円）、全国市長会（128万6,000円）、南部振興会（123万4,000円）、九州市長会（25万3,000円）等である。

（2）資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、九州市長会旅費及び出席負担金、全国公平委員会連合会通常総会旅費、全国公平委員会連合会九州支部総会旅費、全国公平委員会連合会団体負担金、郵便料金後納分等である。

概算払いによる支払いは、全国公平委員会連合会九州支部総会（航空賃除く。）、九州市長会旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市津波避難ビル基本計画・基本設計業務委託（2,497万5,300円）、那覇市防災行政無線設計業務委託（その1）（408万4,500円）、那覇市防災行政無線設計業務委託（その2）（388万5,000円）、防災気象情報提供業務委託（277万2,000円）、旭町45-1国場川浚渫工事現場内不発弾処理に伴う処理壕構築業務委託（262万5,000円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、高速デジタル印刷機保守請負（358万8,943円）、デジタルMCA無線システム賃貸借契約（79万7,580円）、MCA無線アンテナ利用料（52万8,990円）、デジタル印刷機RE33M（片面刷り）賃借料（31万5,000円）、デジタル印刷機MD6650W（両面刷り）賃借料（31万5,000円）等である。

（3）修繕料の契約について

修繕料の契約は、那覇市防災行政用無線局設備等修繕料その他7件（72万6,048円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 秘書広報課

1 職員の配置状況

秘書広報課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹1人、主査3人、

主任主事2人、主事2人の計10人である。その他、非常勤職員4人、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

秘書広報課は、市長及び副市長の秘書、儀式及び交際、渉外、ほう賞及び表彰、市政の普及、啓発及び宣伝、報道機関との連絡調整、庁内広報に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、急を要する慶弔・懇談会等に係る交際費、第67回九州合唱コンクール中学校部門・第4回九州合唱コンクール、九州吹奏楽コンクールに伴う激励金、市政功労者表彰審査委員報酬、第27回全九州小学校バレーボール男女優勝大会出場に伴う激励金等である。

概算払いによる支払いは、JICA 草の根技術協力事業「ホイアン那覇モデルのごみ減量プロジェクト」、「米軍垂直離着陸輸送機 MV22 オスプレイの普天間飛行場配備」の即時撤回を求める要請に係る旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、広報紙「広報なは・市民の友」配布業務委託（992万4,957円）、市長専用車運転業務委託（337万2,500円）、「声の広報」事業業務委託（89万7,591円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、市長車専用自動車の賃貸借契約（86万6,880円）、タクシー使用料（2件19万8,487円）、ファックス機器賃借料（2件12万9,780円）等である。

これらのことについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 平和交流・男女参画課

1 職員の配置状況

平和交流・男女参画課の職員配置状況は、課長1人、主幹3人、主査3人の計7人である。その他、非常勤職員8人である。

2 主な所掌事務

平和交流・男女参画課は、平和振興、国際交流並びに姉妹都市及び友好都市、

基地問題、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和 47 年条約第 2 号)に基づく放棄請求権の補償関係事業、男女共同参画計画、男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的企画及び連絡調整、女性センターに関する事務、那覇軍港の移設に伴う市域の振興策等の策定及び推進に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会(11 万 9,000 円)、那覇市国際交流市民の会(10 万円)、うないフェスティバル実行委員会負担金(8 万円)、日本非核宣言自治体協議会(6 万円)、沖縄地域留学生交流促進協議会(5 万円)である。

補助金の支出は、オスプレイ反対県民大会参加者バス利用者への補助金(15 万 3,920 円)等である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、那覇・福州児童生徒交流祭参加旅費(児童生徒・引率者)、長崎青少年ピースフォーラムへの参加(中学生分)、那覇港湾施設移設に関する協議会への参加、サンビセンテ市職員受入に係る食糧費等である。

概算払いによる支払いは、那覇・福州児童生徒交流祭への参加旅費(事務局)、長崎青少年ピースフォーラム引率旅費、県都那覇市の振興に関する協議会への参加旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、奥武山公園スポーツ施設整備基本構想策定業務委託(1,018 万 5,000 円)、那覇軍港地権者等合意形成活動全体計画見直し検討調査業務委託(472 万 5,000 円)、平成 24 年度「思春期の心と体」のための意識啓発事業(165 万円)等である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

工事及び設計委託契約は、(仮称)鏡水コミュニティーセンター建設工事(駐車場広場整備)(繰越明許)(329 万 7,000 円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、9. 9 県民大会大型バス借上料等(45 万円)、サンビセンテ市職員交流職員宿泊施設借上料他 2 件(21 万 2,830 円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、鏡水ふれあい会館の行政財産(1,240.07 m²)である。

建物は、鏡水ふれあい会館の行政財産(2,819.33 m²)である。

(2) 構築物について

構築物は、憲法 9 条の碑、恒久平和のモニュメント(碑塔)である。

(3) 山林について

山林は、宮崎県日南市在の国有山林（面積 61,276 m²）上にスギ（11,160 本）、ヒノキ（2,500 本）、イヌマキその他（1,470 本）の分収造林設定の契約に係る権利である。

(4) 著作権について

著作権は、那覇女性史（7 件）である。

(5) 出資による権利について

出資による権利は、財団法人おきなわ女性財団（額面総額 865 万円）である。

(6) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 人事課

1 職員の配置状況

人事課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、副参事 1 人、主幹 8 人、主査 11 人、主任主事 4 人の計 25 人である。その他、非常勤職員 1 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

人事課は、職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分に関すること、職員の勤務条件、給与、報酬、費用弁償等、職員の安全及び衛生管理、職員の福利厚生、研修に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、諸手当もどし入金（現年度分）（59 万 2,050 円）、雇用保険料個人負担分（現年度分）（8 万 3,415 円）である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、市町村アカデミー参加負担金（49 万 5,942 円）、国際文化アカデミー参加負担金（10 万 3,500 円）、日本経営協会団体負担金（5 万円）、一般財団法人沖縄県社会保険協会団体負担金（4 万 5,500 円）等である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、退職手当、特別職退職手当、職員採用候補者試験（幼稚園・保育士実技試験）専門委員報酬、日本経営協会正会員会費、職員採用試験協力者への食糧費（第二次）等である。

概算払いによる支払いは、九州都市人事協議会への旅費、国際文化アカデミー（ソリューションフォーカスによる解決構築）への旅費、市町村アカデミー（地方公務員制度）への旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理さ

れているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、給与関係事務業務委託（2,434万800円）、人事給与システム運用保守業務委託（340万2,000円）、職員定期健康診断業務委託（650万340円）、職員採用候補者試験業務委託（223万1,355円）、人事給与システム保守業務委託（227万9,208円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシーチケット使用料外1件（14万3,290円）、複写機賃借料（7万2,000円）、複写機モノクロ複写料金（5万9,898円）、管理職特別研修会場使用料（2万7,352円）、職員採用試験延期に伴う施設使用料（1万2,800円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）建物について

建物は、職員福利厚生施設（厚生会館）の行政財産（614.62㎡）である。

（2）基金について

基金は、退職手当基金（12億3,981万2,030円）である。

（3）物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 管財課

1 職員の配置状況

管財課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹2人、主査5人、主任主事3人、主事4人の計16人である。その他、非常勤職員14人、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

管財課は、財産の統括、普通財産、市有物件災害共済、所有者不明墓地、土地開発公社、本市が土地開発公社から取得した土地の管理及び処分の総合調整、本庁舎・新都心銘苅庁舎及び真和志庁舎の管理、公共料金支払システムによる光熱水費の支出決定、管理車両、物品の調達及び検収並びに不要品の売却に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金の徴収について

未収金は、土地貸付収入の一般貸付分（現年度分）（3,803万4,753円）・（滞

納繰越分) (1,817 万 3,848 円)、市管理地利用料金 (140 万 4,471 円)、株式配当金 (6 万 8,153 円) 等である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県軍用地等地主会連合会年会費 (16 万 9,000 円)、自衛消防業務新規講習受講料 (4 万円)、那覇地区交通安全協会負担金 (1 万 550 円)、防火管理新規講習受講料 (6,000 円) 等である。

交付金の支出は、国有資産等所在市町村交付金 (87 万 3,200 円) である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、市有地売却に伴う納付済み賃料の還付金、自衛消防業務新規講習受講のための受講料及び旅費、第 58 回九州都市管財事務協議会参加旅費等である。

概算払いによる支払いは、第 58 回九州都市管財事務協議会参加旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、仮庁舎施設管理業務委託 (1,480 万 5,000 円)、新都心銘苅庁舎警備業務委託 (1,159 万 2,000 円)、ポリ塩化ビフェニル特別管理産業廃棄物処理業務委託 (964 万 3,200 円)、仮庁舎警備・駐車場整理業務委託 (892 万 5,000 円)、新都心銘苅庁舎清掃業務委託 (864 万 8,640 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、新都心銘苅庁舎賃借料 (1 億 2,346 万 896 円)、仮庁舎賃借料 (4,888 万 5,500 円)、喜納ビル賃借料 (500 万円)、仮庁舎等電話交換機等設備賃借料 (214 万 8,300 円)、県有地賃借料 (73 万 7,436 円) 等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、真和志庁舎 2 階出入口ドア取替修繕料 (73 万 2,900 円)、真和志庁舎非常用発電機蓄電池取替修繕料 (64 万 500 円)、監視カメラ (ネットワークレコーダー) 修繕料 (28 万 3,500 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理

(1) 土地・建物について

土地は、真和志庁舎その他の行政財産 (2 万 2,390.10 ㎡)、曙その他の普通財産 (28 万 2,934.51 ㎡) である。

建物は、真和志庁舎の行政財産 (5,149.65 ㎡)、旧伝統工芸館及び旧消防署末吉出張所の普通財産 (3,162.88 ㎡) である。

(2) 出資による権利について

出資による権利は、那覇市土地開発公社 (1,000 万円) である。

(3) 株券について

株券は、沖縄電力株式会社 (2 億 59 万 1,000 円)、株式会社琉球銀行 (3,453 万 1,000 円)、那覇空港貨物ターミナル株式会社 (2,000 万円)、日本トランスオーシャン航空株式会社 (1,495 万 4,000 円)、沖縄県離島海運振興株式会社 (1,000 万円) 等である。

(4) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 15 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 新庁舎建設室

1 職員の配置状況

新庁舎建設室の職員配置状況は、室長 1 人、主幹 2 人、主査 3 人、主任主事 1 人、主任技師 1 人の計 8 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

新庁舎建設室は、新庁舎の建設、新庁舎への移転、その他新庁舎に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市新庁舎等への引越等業務委託 (3,034 万 5,000 円)、防災行政無線親局設備・MAC 基地業務委託 (289 万 7,381 円)、落成記念式典業務委託 (220 万 5,000 円)、J-ALERT 設備移設業務委託 (162 万 7,500 円)、涌田村跡発掘調査遺物洗浄業務委託 (152 万 2,500 円) 等である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

工事契約は、那覇市新庁舎建設工事（建築・1 工区）（7 億 9,077 万 6,000 円）、那覇市新庁舎建設工事（建築・2 工区）（6 億 8,391 万 6,000 円）、那覇市新庁舎建設工事（建築・2 工区）（繰越明許）（5 億 6,000 万 7,000 円）、那覇市新庁舎建設工事（電気・1 工区）（3 億 816 万 500 円）等である。

設計委託契約は、那覇市新庁舎建設工事監理業務委託 (3,276 万円)・（繰越明許）(906 万 3,600 円) である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、三原資料室の賃借料 (61 万 7,000 円)、タクシー使用料その他 1 件 (46 万 297 円)、冷房機器リース（三原資料室）（5 万 1,000 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地について

土地は、本庁舎（新庁舎建設用地）の行政財産 (7,551.03 m²) である。

(2) 基金について

基金は、那覇市新庁舎建設基金（17 億 4,781 万 2,484 円）である。

（3）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

補助金の歳入調定について（注意事項）

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金は、平成 24 年 11 月 16 日に交付決定され、同年 11 月 21 日に当該通知を受理し、速やかに調定を行うべきところ同年 12 月 20 日に 11 月 21 日に遡って歳入調定を行っている。

補助金の歳入調定の遅れは、平成 22 年度後期定期監査において「注意事項」により指摘したところであるが改善されていない。

那覇市会計規則第 20 条「～その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう改善されたい。

企画財務部

○ 企画調整課

1 職員の配置状況

企画調整課の職員配置状況は、副部長兼課長 1 人、副参事 5 人、主幹 1 人、主査 3 人、主任主事 2 人、主事 3 人の計 15 人である。その他、非常勤職員 1 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

企画調整課は、総合計画等の策定及び推進、行政各部門における事業の総合調整、重点施策及び重点事業の策定、特定重要課題への対応及び研究、統計、特に命ぜられた事項、税外収入の総括に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助金及び交付金について

負担金の支出は、南部広域市町村圏事務組合（254 万 9,000 円）、沖縄県水源基金（76 万 8,000 円）、那覇空港拡張整備促進連盟（70 万円）、沖縄県統計協会（10 万 2,300 円）等の団体負担金である。

（2）資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、平成 24 年度就業構造基本調査に係る指導員及び調査員の報酬、交通費、電話料等である。

概算払いによる支払いは、平成 24 年度専門課程建築整備計画研修、市民課窓口委託のための先進地視察 2 件の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、市民意識調査業務委託（183万7,500円）、クレジットカード決済サービス業務契約（1万2,600円）である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料（19万2,630円）、複写機賃借料（11万4,560円）等である。

（3）修繕料の契約について

修繕料の契約は、バイク修繕料（7万8,000円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）基金について

基金は、那覇市施設整備基金（17億3,687万5,364円）、那覇市地域振興基金（1億9,925万円）、那覇市住民生活に光をそそぐ基金（4,168万8,144円）、那覇市ふるさとづくり基金（445万4,236円）である。

（2）出資による権利について

出資による権利は、南部広域市町村圏事務組合（3億3,322万5,000円）である。

（3）株券について

株券は、那覇空港ビルディング株式会社（1,536株、取得価額1億1,413万9,328円）である。

（4）著作権について

著作権は、学校校歌作詞・作曲5件である。

（5）物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 財政課

1 職員の配置状況

財政課の職員配置状況は、参事兼課長1人、副参事3人、主幹2人、主査3人、主任主事1人の計10人である。

2 主な所掌事務

財政課は、予算の編成、決算及び予算の執行管理、市債及び一時借入金、地方交付税、地方譲与税、利子割交付金等、特別会計予算の調製、財政事情の公表及び財政調査、バランスシートの総括に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

- (1) 負担金、補助金及び交付金について
負担金の支出は、下水道事業会計（5億426万5,000円）、水道事業会計負担金（410万8,000円）である。
 - (2) 資金前渡・概算払いについて
概算払いによる支払いは、九州県庁所在都市財政会議旅費である。
これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。
- 4 契約事務の状況
- (1) 使用料及び賃借料の契約について
使用料及び賃借料の契約は、デジタル複合機賃借料（28万9,736円）、タクシー使用料（4万850円）である。
これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。
- 5 財産の管理状況
- (1) 基金について
基金は、財政調整基金（49億4,224万7,329円）、減債基金（32億7,891万9,676円）である。
 - (2) 物品について
物品の出納及び保管等について、平成25年1月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。
これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。
- 6 指摘事項等
- 該当事項はありません。

○ 情報政策課

- 1 職員の配置状況
情報政策課の職員配置状況は、課長1人、担当副参事1人、主幹3人、主査4人、主事9人の計18人である。その他、臨時職員2人である。
- 2 主な所掌事務
情報政策課は、電子自治体推進施策の企画立案及び総合調整、電子自治体推進施策事業の進行管理及び総合調整、基幹系業務処理システムの整備、主管課の個別業務システムの整備支援及び調整、庁内ネットワークの管理及び情報セキュリティ、サーバー、パソコン等の情報機器の管理に関する事務を所掌している。
- 3 予算の執行状況
歳出の予算執行状況については、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。
- (1) 負担金、補助金及び交付金について
負担金の支出は、地方自治情報センター会費（36万円）、有線回線調達に係る経費負担金（30万2,000円）、沖縄県総合行政ネットワーク運営協議会負担金（12万9,000円）である。
 - (2) 資金前渡・概算払いについて
資金前途による支払いは、調達管理セミナー、情報化構想・企画セミナー、

LASDEC 委託管理セミナー等の旅費（航空券・宿泊費）である。

概算払いによる支払いは、調達管理セミナー、LASDEC 委託管理セミナー、情報化構想・企画セミナー等の旅費（鉄道費等）である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、基幹系業務システム再構築業務（住民記録・税／財務会計区分）運用維持保守業務委託（9,201 万 4,908 円）、基幹系業務システム再構築業務（健康福祉区分）運用維持保守業務委託（2,848 万 2,888 円）、外国人住民に係る住民基本台帳システム等改修業務委託（2,447 万 6,970 円）、IC カード標準システム住民基本台帳法改正対応業務委託（1,585 万 1,850 円）、Okinavita（オキナヴィータ）動画コンテンツ制作事業（1,477 万 350 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、基幹系業務システム再構築業務（住民記録・税／財務会計区分）サービス利用料（1 億 3,865 万 5,440 円）、基幹系業務システム再構築業務（健康福祉区分）サービス利用料（5,438 万 6,628 円）、平成 23 年度パソコン等機器類賃貸借契約（2,088 万 3,240 円）、文書管理システムメンテナンスリース契約（1,683 万 948 円）、新庁舎ネットワークシステム賃貸借契約（1,246 万 4,550 円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、リコーレーザープリンター修理代他 4 件（7 万 1,993 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 株券について

株券は、沖縄ケーブルネットワーク株式会社（200 株、取得価格 1,000 万円）である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

基幹系システムの利活用について（注意事項）

基幹系システムについては、平成 25 年 2 月 4 日に約 2 時間にわたって、全庁的なネットワーク障害が発生し、一部市民への証明書発行に支障が生じた。

また、関係各課から未充足機能要件に対する事業者の対応やオンラインでの処理速度が遅いなどの改善要望が出されている。

今後は、市民生活に影響が出ないようにネットワーク障害対策を万全におこなうとともに、関係各課の業務改善等の課題に対処されたい。

○ 行政経営課

1 職員の配置状況

行政経営課の職員配置状況は、参事兼課長1人、室長1人、副参事3人、主幹2人、主査2人の計9人である。その他、非常勤職員1人である。

2 主な所掌事務

行政経営課は、都市経営、事務管理及び能率、行政組織及び定員、行財政改革の推進、行財政改革に関する指針等の策定及び総合調整、経営改革アクションプラン、IS09001、行政評価、経営資源の配分システムの総合調整、地方分権、中核市移行に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳出の予算執行状況については、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金及び交付金について

負担金の支出は、中核市市長会負担金（3万円）である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

概算払いによる支払いは、総務大臣への中核市指定申出4件、包括外部監査導入のための先例市視察等の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市中核市移行カウントダウンフォトメモリー業務委託（199万3,871円）、中核市移行に伴う残歴板設置に関する業務委託（30万4,500円）、IS09001内部監査員研修業務委託（9万4,500円）である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料（2件19万50円）、モノクロデジタル複合機賃貸借契約（2件8万6,728円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 税制課

1 職員の配置状況

税制課の職員配置状況は、副部長兼課長1人、主幹1人、主査1人、主任主事3人、主事7人の計13人である。その他、非常勤職員4人、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

税制課は、税務の総合調整及び企画、軽自動車税・市たばこ税・鉱産税及び入湯税の賦課、所得証明・資産証明・納税証明等、原動機付自転車等の標識交付、固定資産評価審査委員会に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、那覇地区税務協議会団体負担金（3万485円）、北那覇地区税務協議会団体負担金（3万485円）、那覇市租税教育推進協議会団体負担金（2万5,000円）等である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、軽自動車税納税通知書送送料、那覇地区税務協議会団体負担金、那覇市租税教育推進協議会団体負担金等である。

概算払いによる支払いは、九州都市税務職員研修会、都市税制調査委員会幹事会、九州都市税務協議会定例幹事会の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、軽自動車課税データ調査業務委託（242万2,350円）である。

(2) 使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、複写機賃借料（25万4,880円）、タクシー使用料その他1件（4万7,920円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 市民税課

1 職員の配置状況

市民税課の職員配置状況は、課長1人、専門主幹1人、主幹3人、主査4人、主任主事6人、主事15人の計30人である。その他、非常勤職員5人、臨時職員5人である。

2 主な所掌事務

市民税課は、個人の市県民税及び法人等の市民税並びに事業所税の賦課、扶養証明等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属

別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（１）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、地方電子化協議会関係負担金（364万1,221円）、事業所税都市連絡協議会負担金（5,000円）、九州地域事業所税都市連絡協議会負担金（2,000円）である。

（２）資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、特別徴収納付書送送料等である。

概算払いによる支払いは、九州地域事業所税都市連絡協議会研究会旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

４ 契約事務の状況

使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、業務用軽自動車賃借料（23万3,100円）、タクシー使用料（2万7,870円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

５ 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

６ 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 資産税課

１ 職員の配置状況

資産税課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、専門主幹1人、主幹4人、専門主査1人、主査5人、主任主事10人、主事9人の計32人である。その他、非常勤職員6人、臨時職員1人である。

２ 主な所掌事務

資産税課は、固定資産税及び特別土地保有税の賦課、国有資産等所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、施設等所在市町村調整交付金、資産証明等、地籍調査に関する事務を所掌している。

３ 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（１）未収金の徴収について

未収金は、証明手数料（1万400円）、図面交付手数料（6,600円）、航空写真交付手数料（4,000円）である。

（２）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、団体負担金（財団法人資産評価システム研究センター）（12万円）、NOMA研修出席負担金（3万450円）等である。

（３）資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、固定資産税過誤納金の返還、当初納税通知書発送の郵便料金等である。

概算払いによる支払いは、NOMA 研修旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市固定資産土地評価路線価付設業務委託 (991 万 5,150 円)、平成 25 年度評価替えに係る標準宅地の時点修正に関する業務委託 (551 万 7,540 円)、地理情報システム管理業務委託 (151 万 7,250 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、軽自動車賃借料 (2 件、35 万 595 円)、タクシー使用料その他 1 件 (8 万 7,526 円) である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、オートバイ修繕料他 2 件 (3 万 1,080 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 手数料の払い込みについて (注意事項)

窓口において収納した証明手数料 (1 万 400 円)、図面交付手数料 (6,600 円) 及び航空写真交付手数料 (4,000 円) が、翌日までに指定金融機関へ振り込まれず、収納してから 4 日後に振り込まれていた。

那覇市会計規則第 27 条における現金は、収納した日の翌日までに振り込まなければならないとの規定を遵守されたい。

(2) 資金前渡の清算について (注意事項)

資金前渡された固定資産税事務地方研修会出席負担金が、支払日から 11 日後に清算されていた。

那覇市会計規則第 57 条における資金前渡金は、支払が終了した日から 7 日以内に清算しなければならないとの規定を遵守されたい。

○ 納税課

1 職員の配置状況

納税課の職員配置状況は、課長 1 人、担当副参事 1 人、専門主幹 4 人、主幹 2 人、主査 10 人、主任主事 9 人、主事 17 人の計 44 人である。その他、非常勤職員 6 人、臨時職員 9 人である。

2 主な所掌事務

納税課は、市税の徴収、納税証明等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、市税の現年度分が 128 億 9,356 万 7,910 円(個人市民税 39 億 2,020 万 6,165 円、法人市民税 10 億 1,815 万 856 円、固定資産税 77 億 5,656 万 7,346 円、軽自動車税 3,576 万 7,300 円、市たばこ税 1 億 1,778 万 4,543 円、事業所税 4,509 万 1,700 円)、滞納繰越分が 21 億 2,092 万 1,480 円(個人市民税 7 億 3,157 万 880 円、法人市民税 6,007 万 3,424 円、固定資産税 12 億 8,808 万 6,511 円、軽自動車税 3,617 万 9,865 円、事業所税 501 万 800 円)となっており、市税全体で 150 億 1,448 万 9,390 円である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、東京税務セミナー受講料(7 万 5,000 円)、南部地区個人住民税徴収対策協議会の団体負担金(1,693 円)である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、市税過誤納還付金、後納郵便料金、ゆうちょ銀行振替手数料等である。

概算払いによる支払いは、東京税務セミナー受講旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、納税催告センター運營業務委託(1,800 万 24 円)、市税コンビニエンスストア収納代行業務委託(552 万 1,664 円)、非 OCR 納付書書換業務委託(154 万 728 円)である。

(2) 使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、自動電話催告システム賃借料(526 万 1,760 円)、軽自動車賃借料(30 万 510 円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、公用車事故の修理他 1 件(19 万 8,667 円)である。

(4) 補償、補填及び賠償金の契約について

賠償金の契約は、公用車事故による相手車両修理代(27 万 3,750 円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

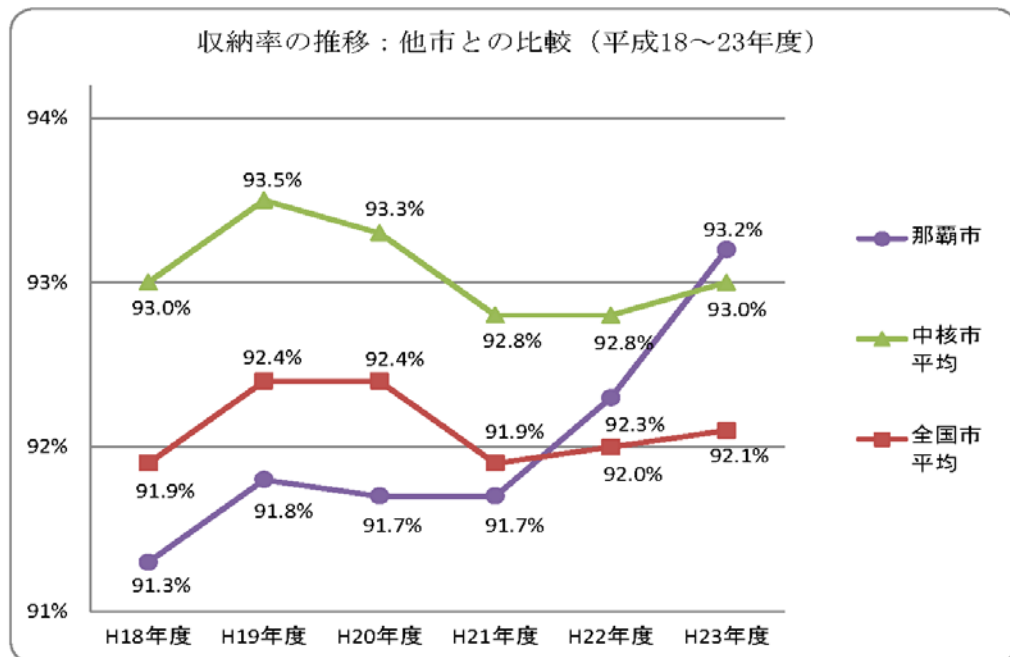
物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

市税の収納率について(要望事項)

平成 23 年度決算における市税の収納率(調定額に対する収入額の割合)は、93.2%となっており、平成 20 年度決算の 91.7%と比較して 3 年間で 1.5 ポイント高くなっている。また、今年度の収納率についても、平成 25 年 1 月末現在で 78.4%となっており、対前年度同時期と比較して 1.0 ポイント高くなっている。

収納率が向上したのは、平成 20 年度に納税催告センターを設置したことに加え、その後の組織改正、職員サポート体制の確立など対策を講じたことが主な要因と思われる。今後とも、一層の収納率向上に努められたい。



※平成 23 年度の中核市平均、全国市平均は見込額。

健康福祉部

○ 福祉政策課

1 職員の配置状況

福祉政策課の職員配置状況は、副部長兼課長 1 人、主幹 1 人、主査 4 人、主事 1 人の計 7 人である。その他、非常勤職員 2 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

福祉政策課は、福祉事業の総合計画及び総合調整、社会福祉事業団体及び地域福祉、福祉のまちづくり、民生委員及び児童委員、被災者支援、援護事務、総合福祉センター、日本赤十字社沖縄県支部那覇市地区事務局に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、社会福祉士実習指導者講習会の出席負担金（2 万円）、九州地区県庁所在都市行政主管者協議会の出席負担金（4,000 円）である。

補助金の支出は、那覇市社会福祉協議会補助金（5,088 万 8,426 円）、那覇市

民生委員児童委員連合会補助金（1,679万1,000円）、那覇保護区保護司会補助金（211万8,024円）、那覇市地域福祉基金助成事業（100万円）、那覇市連合遺族会運営補助金（31万9,000円）等である。

（2）資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、那覇市保健福祉医療審議会出席委員報酬、九州県庁所在都市福祉行政主管者協議会出席負担金、社会福祉士実習指導者講習会負担金、那覇市災害見舞金、那覇市福祉のまちづくり推進委員報償費等である。

概算払いによる支払いは、那覇市社会福祉協議会補助金、那覇市民生委員児童委員連合会補助金、那覇保護区保護司会補助金、那覇市地域福祉基金補助金、「なぐやけの碑」慰霊祭事業等である。

これらについて、予算執行何書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市総合福祉センター管理運営費（3,759万9,000円）、サービス介助セミナー計7件（42万円）、愛楽園入園者激励事業芸能公演（24万1,500円）、「なはバリアフリー情報マップ」保守業務委託（18万9,000円）である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料（24万480円）、コピー使用料（6万2,698円）である。

（3）修繕料の契約について

修繕料の契約は、スプリンクラー設備修繕料（33万6,105円）、泡消火設備修繕料（32万5,290円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地・建物について

土地は、那覇市総合福祉センターの行政財産（3,993.03㎡）、授産所そてつの普通財産（578.94㎡）である。

建物は、那覇市総合福祉センター（5,309.45㎡）及び真和志庁舎の一部（会議室）（108.68㎡）の行政財産である。

（2）基金について

基金は、那覇市地域福祉基金（現金7,076万8,100円、債権7億9,478万3,000円）である。

（3）物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

民生委員児童委員の確保について（要望事項）

那覇市民生委員児童委員は、定数459名に対し現在396名が委員として委嘱されている。民生委員児童委員は、地域に暮らす市民の良き相談相手となり、高齢

者の孤独死や児童虐待、配偶者等からの暴力といった各種の問題に対して、地域住民や社会福祉協議会等と連携を図りながら、その解決に向けた中心的な役割を果たしている。

平成 22 年度後期定期監査でも委員の欠員解消を指摘したところであるが、平成 22 年度の欠員 57 名から平成 24 年度は 63 名と欠員数が増加している。

今後、民生委員児童委員連絡協議会等と十分な連携を図り委員の確保にさらに努められたい。

○ チャーがんじゅう課

1 職員の配置状況

チャーがんじゅう課の職員配置状況は、課長 1 人、担当副参事 1 人、主幹 6 人、主査 11 人、主任主事 7 人、主事 15 人、主任保健師 2 人、保健師 2 人の計 45 人である。その他、非常勤職員 77 人、臨時職員 13 人、認定調査委託職員 18 人である。

2 主な所掌事務

チャーがんじゅう課は、老人福祉法、高齢者福祉対策、老人福祉施設、介護保険事業の企画及び普及、介護保険の認定審査、介護保険の給付、介護保険料の賦課及び徴収、安謝複合施設、地域包括支援センター、シルバー人材センターに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金の徴収について

未収金は、第 1 号被保険者保険料・現年徴収分及び滞納繰越分（16 億 3,564 万 1,053 円）、国庫負担金・介護給付費負担金（11 億 329 万 9,057 円）、国庫補助金・調整交付金（4 億 504 万 8,000 円）、支払基金交付金・介護給付費交付金（22 億 9,189 万 5,000 円）、県負担金・介護給付費負担金（5 億 7,501 万 751 円）、財政安定化基金支出金・交付金（2 億 52 万 6,884 円）等である。

（2）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、介護サービス等諸費（101 億 8,879 万 4,209 円）、介護予防サービス等諸費（7 億 7,559 万 5,341 円）、介護保険制度広報宣伝負担金広報共同事業（646 万円）等である。

補助金の支出は、那覇市シルバー人材センター運営補助金（1,128 万 9,000 円）、那覇市老人クラブ連合会運営補助金（318 万 3,000 円）、高齢者公共交通割引制度（214 万 4,600 円）、那覇市単位老人クラブ補助金（108 万円）、介護相談員派遣事業補助金（88 万円）等である。

（3）資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、介護保険料過誤納付金、後納郵便料、主治医意見書作成料、高額介護予防サービス費、住宅改修・福祉用具購入費等である。

概算払いによる支払いは、老人クラブ補助金、老人福祉研究部会出席旅費、老人福祉施設入所措置費、九州県庁所在都市等介護保険担当連絡協議会出席旅費、地域ふれあいデイサービス運営協議会委託料等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、地域ふれあいデイサービス事業（5,178万3,500円）、地域相談センター業務委託（12件4,800万円）、那覇市老人福祉センター等管理運営業務委託（3,158万5,000円）、予防プラン作成業務委託（2,996万8,000円）、介護保険要介護・要支援認定調査業務委託（2,604万8,612円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機賃借料（68万7,413円）、小禄老人福祉センター冷房機賃借料（63万円）、タクシー使用料（2件67万5,720円）、地域相談センター・パソコンリース（36万2,880円）、車両リース（36万2,880円）等である。

（3）修繕料の契約について

修繕料の契約は、車両修繕その他3件（13万2,487円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地・建物について

土地は、末吉老人福祉センター（4筆3,302.20㎡）、識名老人福祉センター（3,698.00㎡）、小禄老人福祉センター（4筆3,373.08㎡）、壺川老人福祉センター（2,587.46㎡）の行政財産である。

建物は、末吉老人福祉センター（931.98㎡）、識名老人福祉センター及び陶芸室（2棟811.98㎡）、小禄老人福祉センター及び陶芸室（2棟814.46㎡）、壺川老人福祉センター（1,091.31㎡）、辻老人憩の家（480.00㎡）、安謝老人憩の家（411.94㎡）、安謝特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター（2棟5,219.98㎡）、福祉作業所（397.49㎡）の行政財産である。

（2）基金について

基金は、那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金（2,000万円）、那覇市介護給付費等準備基金（2億7,501万2,778円）である。

（3）物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

ふれあいコール事業の執行率について（要望事項）

ふれあいコール事業は、一人暮らしの閉じこもりがちな高齢者宅へ定期的に電話をかけ、安否確認を行なうとともに、心と心のふれあいの提供を目的とするものである。また、緊急時に備えて見守り支援を行うことを目指している。

しかしながら、昨年度決算においても執行率（60.0％）が低く、また、現状ではわずかながら減少傾向にある。今後、事業効果を高められるよう、執行率向上に努められたい。

○ 障がい福祉課

1 職員の配置状況

障がい福祉課の職員配置状況は、課長1人、担当副参事1人、主幹3人、主査5人、主任主事5人、主事16人、主査保健師1人、保健師2人の計34人である。その他、非常勤職員20人、臨時職員6人である。

2 主な所掌事務

障がい福祉課は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者自立支援法、精神障害者地域生活支援センター及び障害者福祉センター、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、難病患者等居宅生活支援、特別障害者手当・経過的福祉手当及び障害児福祉手当、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、沖縄県心身障害者扶養共済制度、重度心身障害児及び重度心身障害者の医療費助成、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、発達障害者支援法に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、障害福祉サービス等給付費国庫負担金（8億3,162万248円）、重度心身障害者医療費助成事業補助金（1億2,751万7,000円）、高額療養費返還金（1,793万2,456円）、特別障害者手当給付費（621万736円）等である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県身体障害者スポーツ大会負担金（12万1,500円）である。

補助金の支出は、那覇市身体障害者福祉協会運営補助金（100万円）、那覇市手をつなぐ育成会運営補助金（71万5,000円）、地域活動支援センターⅢ型販路拡大支援事業（60万円）、沖縄県身体障害者福祉協会運営補助金（38万円）、沖縄県視覚障害者福祉協会運営補助金（15万円）等である。

(3) 資金前途・概算払いについて

資金前途による支払いは、後期高齢者医療高額療養費代理受領返還金、身体障害者相談員・知的障害者相談員の障害保険加入、障がい者に対する自動車運転免許取得費助成、特別障害者手当等の支給、那覇市重度心身障がい者医療費等助成等である。

概算払いによる支払いは、那覇市福祉用具リサイクル事業委託料支払い、那覇市地域活動支援センターⅢ型事業所販路拡大支援補助金、那覇市社会福祉事業補助金等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市地域活動支援センターⅢ型事業（8,358万円）、那覇市障害者福祉センター管理運営業務委託（4,154万円）、那覇市障がい者相談支援事業（3,099万6,000円）、那覇市精神障害者地域生活支援センター管理運営業務委託（2,143万1,000円）、発達障がい者地域生活支援事業（1,352万4,000

円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、「知的しょうがいネットワークそうせい」入居建物に係る土地賃借料（118 万 9,000 円）、デジタル複合機リース他3件（18 万 4,855 円）、那覇市手話通訳奉仕員養成講座会議室等使用料及び空調使用料（5 万 9,400 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地・建物について

土地は、障がい者福祉センター（2,803.11 ㎡）の行政財産である。

建物は、障がい者福祉センター（595.97 ㎡）、障がい者就労支援センターさわやか（195.40 ㎡）の行政財産である。

（2）物品管理について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関係台帳等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 保護管理課・保護第一課・保護第二課（合同）

1 職員の配置状況

保護管理課の職員配置状況は、参事兼課長1人、室長1人、主幹5人、主査5人、主事6人の計18人である。その他、非常勤職員57人、臨時職員3人である。

保護第一課の職員配置状況は、課長1人、主幹3人、主査4人、主任主事2人、主事28人の計38人である。その他、非常勤職員11人、臨時職員6人である。

保護第二課の職員配置状況は、課長1人、主幹2人、主査6人、主任主事1人、主事27人の計37人である。その他、非常勤職員11人、臨時職員3人である。

2 主な所掌事務

保護管理課は、生活保護に係る総合調整、生活保護法の実施、行旅病人及び行旅死亡人取扱法、福祉相談、ホームレスの自立支援等に関する事務を所掌している。

保護第一課は、生活保護法の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に関する事務を所掌している。

保護第二課は、生活保護法の実施に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金の徴収について

未収金は、民生費国庫負担金（11 億 9,614 万 6,000 円）、民生費国庫補助金（1 億 3,456 万 9,000 円）、民生費県負担金（5,875 万 7,000 円）、生活保護費返還徴収金（現年度分 7,459 万 1,736 円、滞納繰越分 3 億 7,293 万 9,661 円）等

である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、全国婦人相談員連絡協議会年会費 (6,000 円) である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、住宅手当支給、生活保護費 (口座支払い、窓口支払い、追給支払い、手処理支払い)、各月の連絡事務等後納郵便料金、債権仮差押命令申立訴訟にかかる担保金等である。

概算払いによる支払いは、生活保護就労支援員全国研修会旅費、保護研究部会先進地視察研修視察旅費、生活保護新任査察指導員研修会旅費、生活保護担当 CW 全国研修旅費、那覇市学習支援事業業務委託、生活保護世帯日常金銭管理支援事業業務委託、医療扶助費、生活保護施設措置費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、住宅手当緊急特別措置事業業務委託 (2,917 万 6,556 円)、生活保護世帯日常金銭管理支援事業業務委託 (885 万円)、那覇市学習支援事業業務委託 (泉崎第 1 教室) (873 万 5,265 円)、那覇市学習支援事業業務委託 (泉崎第 2 教室) (866 万 190 円)、那覇市ホームレス (男性) 緊急一時宿泊援護業務委託 (102 万 1,648 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、業務用軽自動車賃貸借契約 (125 万 126 円)、デジタル複合機 (71 万 2,838 円)、多目的ホール使用料 (2 万 2,000 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、車両整備その他 13 件 (19 万 1,108 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等について

生活保護費の過大・過少支給について (是正事項)

平成 20 年 12 月から平成 23 年 7 月までの間に発生した職員 2 名の事務懈怠による過大 (41 世帯・約 1,352 万円)・過小 (26 世帯・約 377 万円) 支給については、那覇市の生活保護行政に対する市民の信頼を損ないかねない重大な問題である。

速やかに当該問題に対処するとともに、今後、このような事態が発生しないよう保護制度の適切な運用に努め、事務処理チェック体制のさらなる強化を図りたい。

（健康保険局）

○ 健康推進課

1 職員の配置状況

健康推進課の職員配置状況は、参事兼課長1人、担当副参事1人、副参事1人、主幹1人、主査7人、主任主事1人、主事3人、主任保健師7人、保健師9人、栄養士1人の計32人である。その他、非常勤職員7人、臨時職員9人である。

2 主な所掌事務

健康推進課は、献血、臓器移植・エイズ・麻薬等、保健団体の育成及び地域保健、保健センター、救急医療の補助金、医療に係る連絡・調整、地方独立行政法人那覇市立病院、古波蔵ふれあい館、予防接種、がん検診、健康づくり、母子保健に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、病院事業運営費負担金（1億6,176万9,500円）、沖縄県市町村保健師業務研究会負担金（4,000円）である。

補助金の支出は、保健団体事業運営補助金（4件312万9,832円）、母子保健推進員事業補助金（83万円）等である。

（2）資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、がん検診等受診券郵送料、地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会委員報酬等である。

概算払いによる支払いは、那覇市保健団体事業運営補助金等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、MR・麻しん・風しん・DPT・DT・日本脳炎・インフルエンザ予防接種個別業務委託（2億3,970万3,916円）、妊婦健康診査（1億8,255万8,072円）、がん検診及び結核検診（1億1,307万6,400円）、小児用肺炎球菌ワクチン接種業務委託（9,219万7,632円）、ヒブワクチン接種業務委託（6,250万9,300円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機賃借料等（90万1,109円）、那覇市北保健センター用地及び駐車場賃借料等（57万4,118円）である。

（3）修繕料の契約について

修繕料の契約は、古波蔵ふれあい館コンクリート剥離修繕料（97万200円）、健康推進課公用車の修繕料（3万4,650円）、保健センター冷房機修繕料（1万9,950円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、那覇市保健センター (6,007.26 ㎡) の行政財産である。

建物は、那覇市保健センター (2,005.48 ㎡)、那覇市古波蔵ふれあい館 (762.50 ㎡)、那覇市北保健センター (280.00 ㎡) の行政財産である。

(2) 出資による権利について

出資による権利は、地方独立行政法人那覇市立病院 (地方独立行政法人移行時の出資金) (12 億 2,920 万 5,376 円)、財団法人沖縄県保健医療福祉事業団 (腎バンク支援事業) (1,211 万円) である。

(3) 貸付金について

貸付金は、病院事業債貸付金 (地方独立行政法人那覇市立病院への長期貸付金) (10 億 9,177 万 9,711 円) である。

(4) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 国保長寿医療課

1 職員の配置状況

国保長寿医療課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、担当副参事 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 9 人、主任主事 9 人、主事 32 人の計 55 人である。その他、非常勤職員 63 人、臨時職員 20 人である。

2 主な所掌事務

国保長寿医療課は、国民健康保険事業の企画及び普及、国民健康保険の給付、国民健康保険の診療報酬の審査、国民健康保険税の賦課及び徴収、後期高齢者医療制度、健康保険法等の一部を改正する法律第 7 条の規定による改正前の老人保健法の医療に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、一般被保険者国民健康保険税 (医療給付費分) 44 億 2,373 万 2,597 円 (現年度分 23 億 8,032 万 598 円、滞納繰越分 20 億 4,341 万 1,999 円)、一般被保険者国民健康保険税 (後期高齢支援金分) 7 億 937 万 7,097 円 (現年度分 4 億 3,920 万 2,975 円、滞納繰越分 2 億 7,017 万 4,122 円)、後期高齢者医療保険料 (普通徴収保険料) 4 億 9,150 万 145 円 (現年度分 4 億 5,596 万 2,088 円、滞納繰越分 3,553 万 8,057 円)、一般被保険者国民健康保険税 (介護納付金分) 4 億 6,391 万 6,619 円 (現年度分 2 億 4,917 万 1,132 円、滞納繰越分 2 億 1,474 万 5,487 円)、後期高齢者医療保険料 (特別徴収保険料) 3 億 3,208 万 1,911 円等である。

(2) 補填金について

補填金については、平成 23 年度国民健康保険事業特別会計（31 億 5,915 万 9,795 円）の不足分を平成 24 年度予算から繰上充用したものである。

（3）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、一般被保険者療養給付費保険者負担分（119 億 5,390 万 2,326 円）、保険財政共同安定化事業拠出金（33 億 9,259 万 7,698 円）、後期高齢者支援金（29 億 5,827 万 2,442 円）、後期高齢者療養給付費（19 億 4,118 万 4,000 円）、一般被保険者高額療養費（19 億 2,411 万 1,063 円）等である。

（4）資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、国民健康保険税還付金、療養給付費の返還還付金、（一般、退職）被保険者療養費、（一般、退職）被保険者高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、国民健康保険法第 44 条に基づく一部負担金減免金、後納郵便料等である。

概算払いによる支払いは、九州都市国保研究協議会旅費、全国市町村国保主管課長研究協議会旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、共同電算業務委託等（2,844 万 7,417 円）、街頭広報宣伝業務委託（199 万 8,000 円）、コンビニエンスストア収納代行業務委託（162 万 3,659 円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、高速プリンター賃借料（2 件 21 万 7,560 円）、業務用軽自動車賃借料（20 万 4,120 円）、複写機賃借料及び使用料（2 件 17 万 5,388 円）等である。

（3）修繕料の契約について

修繕料の契約は、公用車修繕料（2 件 18 万 641 円）、プリンター修繕料（12 万 2,850 円）である。

これらのことについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）基金について

基金は、那覇市国民健康保険高額療養資金貸付基金（3,000 万円）、那覇市国民健康保険基金（1,414 円）である。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

国民健康保険税等の未収金について（要望事項）

一般被保険者国民健康保険税（医療費給付分）現年課税分（滞納繰越分含む。）の平成 24 年 11 月 30 日現在の未収金は、納期未到来分を含め 44 億 2,373 万 2,597 円となっている。未収金対策については、収納体制の充実・強化、保険税・賦課

事務の適正化、口座振替の促進、特別滞納整理指導員（非常勤）の設置、電話督促・催告書送付、滞納整理班の設置、国民健康保険制度の広報等により収入率向上に取り組んできている。

また、平成 23 年度国民健康保険事業特別会計の収支差額が赤字のため、平成 24 年度の繰上充用額は、31 億 5,915 万 9,795 円となっている。平成 22 年度 18 億 4,169 万 3,367 円、平成 23 年度 20 億 8,562 万 2,872 円となっており、近年、繰上充用額は拡大の一途である。これは、本市の財政状況悪化への要因となり、その影響が懸念されるところである。

未収金額は、この 3 年間、減少傾向にあり、当局の未収金対策の効果が感じられるところであるが、国民健康保険税等の未収金は、未だ多額であり更なる効果的な未収対策に努められたい。

国民健康保険税（医療費給付分）収入状況（平成 24 年 11 月 30 日現在）

（単位：千円、％）

区 分		調定額	収入済額	収入未済額	収入率
平成 24 年度	現年課税分	5,028,231	2,647,911	2,380,320	52.7
	滞納繰越分	2,162,061	118,649	2,043,411	5.5
	計	7,190,292	2,766,560	4,423,731	38.5
平成 22 年度	現年課税分	5,155,964	2,655,343	2,500,621	51.5
	滞納繰越分	2,279,115	101,476	2,177,639	4.5
	計	7,435,079	2,756,819	4,678,260	37.1
比較	増減額	△244,787	9,741	△254,529	
	増減率	△3.3	0.4	△5.4	

※収入未済額は、納期未到来分を含む。又、還付未済額を含まず。

○ 特定健診課

1 職員の配置状況

特定健診課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事（保健師）1 人、主幹 1 人、主査（保健師）1 人、主任主事 2 人、主任保健師 1 人、保健師 1 人、栄養士 1 人の計 9 人である。その他、非常勤職員 11 人、臨時職員 4 人である。

2 主な所掌事務

特定健診課は、特定健康診査及び特定保健指導、国民健康保険の保健事業に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、がん検診にかかる保健事業（1,872 万 2,700 円）、特定健康診査等事業費（1,141 万 7,860 円）、まちかど健診補助金事業（5 万円）である。

（2）資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、特定健診受診率向上特別対策事業通信運搬費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託の契約は、特定健康診査業務委託（5,231万1,020円）、20・30代健康診査業務委託（470万3,720円）、特定健診電話案内業務委託（260万9,145円）、那覇市特定保健指導業務委託（174万7,734円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料（31万6,900円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

特定健康診査事業について（要望事項）

特定健康診査事業は、国民健康保険加入者（40歳～74歳）を対象に受診率65%を目標（国指定）に実施している。本市の受診率は、平成21年度31.5%、平成22年度34.8%、平成23年度35.8%（沖縄県の平均受診率35.8%）と増加傾向にある。

受診率の向上を図るための取り組みとしては、個別訪問（健康相談員）、電話による受診勧奨、戸別訪問事業等を行ってきており、今年度は受診率36.8%を予定している。また、新たな受診率向上の取り組みとして、催告センターを活用した受診案内や、那覇市医師会等に当該受診対象者が来院時に特定健診受診の勧奨を行う業務委託、民間事業所からの健康診断情報の取得等を予定している。

今後とも創意工夫を凝らした広報・啓発等を展開し、より一層受診率向上に努められたい。

○ 保健所準備室

1 職員の配置状況

保健所準備室の職員配置状況は、参事兼室長1人、副参事1人、主幹4人、主査6人、主任主事3人、主事2人、保健師5人、放射線技師1人、栄養士1人、技師4人、薬剤師3人、臨床検査技師1人、医師1人の計33人である。その他、非常勤職員1人である。

2 主な所掌事務

保健所準備室は、保健所準備室の予算執行、保健所に係る組織・職員配置、県職員の採用・派遣受入、職員の採用、関係法規の整備、保健所建物の譲渡、設備・備品整備、情報処理システムの構築、保健所開所式、業務の外部委託に関する事務を所掌している。また、県保健所派遣では、保健所実務研修、保健所設置準備

を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、抗酸菌検査実習コース負担金 (12 万円)、医師・対策コース研修負担金 (2 万 7,000 円)、保健看護学科研修負担金 (2 万円)、放射線学科結核対策と医療監視コース負担金 (2 万円)、結核行政担当者コース研修負担金 (1 万 7,000 円) である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、保健看護学科研修の航空運賃、新任保健師等人材育成事業研修会の講師報償費等である。

概算払いによる支払いは、保健看護学科研修の旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 工事及び設計委託の契約について

工事契約は、中央保健所所品検査室改修工事 (1,285 万 2,000 円) である。

設計委託契約は、中央保健所所品検査室改修工事業務委託 (実施設計) (115 万 5,000 円)、中央保健所所品検査室改修工事業務委託 (工事監理) (73 万 5,000 円) である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料 (28 万 9,940 円)、公用車の賃借料 (19 万 5,300 円)、複写機の使用料 (13 万 5,640 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、中央保健所 2 階コピー室コンセント増設 (4 万 246 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

こどもみらい部

○ こども政策課

1 職員の配置状況

こども政策課の職員の配置状況は、課長1人、副参事1人、園長（幼稚園教諭）1人、主幹2人、主査1人、主任主事3人、主事4人、充て指導主事1人の計14人である。その他、非常勤職員2人である。

2 主な所掌事務

こども政策課は、こどもみらい部の総合企画及び総合調整、次世代育成行動支援計画、保育所の設置及び廃止、幼稚園等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、幼稚園保育料（現年度分・滞納繰越分の合計6,728万8,400円）、預かり保育料（幼稚園）（現年度分・滞納繰越分の合計3,746万5,100円）等である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、日本スポーツ振興センター共済掛金負担金（42万3,040円）である。

補助金の支出は、那覇市安心こども基金保育所等緊急整備事業補助金（繰越明許）（1億2,704万3,000円）である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、保育料還付金（幼稚園使用料）、預かり保育料還付金（幼稚園使用料）、学校保健関係非常勤職員報酬、幼稚園定期健診業務委託料（内科・歯科）、市立幼稚園の春・秋遠足旅費等である。

これらについて、予算執行伺等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、幼稚園健康診断業務委託（474万2,055円）、幼稚園冷房機及び空調機保守点検業務委託（111万7,541円）、幼稚園ごみ処理業務委託（西地区）（67万8,516円）、幼稚園ごみ処理業務委託（東地区）（61万9,404円）、貯水槽清掃業務委託（38万円）等である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

工事契約は、泊幼稚園園舎改築工事（建築）（9,648万円）、真嘉比幼稚園園舎改築工事（建築）（5,062万8,000円）、真嘉比幼稚園仮設園舎設置工事（2,203万3,000円）、真嘉比幼稚園園舎解体工事（1,054万6,411円）、前島幼稚園整備工事（建築その1）（808万3,654円）等である。

設計委託契約は、泊幼稚園園舎改築工事業務委託（設計・監理）（2,130万8,300円）、与儀幼稚園及び児童クラブ改築工事業務委託（基本設計）（443万5,630円）、真嘉比幼稚園園舎増改築工事業務委託（磁気探査）（419万9,000円）、幼稚園施設環境整備工事（冷房設置）業務委託（設計・監理）（364万8,000円）、

大名幼稚園園舎改築工事業務委託（設計・監理）（203 万 9,100 円）等である。

（３）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、幼稚園複写機及び印刷機の賃貸借契約（210 万 6,720 円）、タクシー使用料（126 万 2,720 円）、複写機使用料（こども政策課分）（3 万 2,262 円）等である。

（４）修繕料の契約について

修繕料の契約は、城南幼稚園剥離修繕料その外 180 件（1,257 万 5,648 円）、城南幼稚園園舎剥離修繕料（129 万 1,500 円）、安謝幼稚園園舎剥離修繕料（124 万 9,500 円）、城西幼稚園園舎剥離修繕料（122 万 3,250 円）、与儀幼稚園園舎剥離修繕料（99 万 7,500 円）等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

５ 財産の管理状況

（１）建物について

建物は、幼稚園 37 園（総面積 25,434 ㎡）の行政財産である。

（２）基金について

基金は、那覇市こどもみらい基金（2 億 2,052 万 4,257 円）である。

（３）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 8 日に本課の備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

６ 指摘事項等

該当事項はありません。

○ こどもみらい課

１ 職員の配置状況

こどもみらい課の職員の配置状況は、本庁及び療育センターに課長 1 人、担当副参事 2 人、主幹 4 人、主査 8 人、主任主事 4 人、主任保健師 1 人、主任理学療法士 1 人、主任言語聴覚士 1 人、主任保育士 3 人、保育士 2 人、主事 6 人で各保育所に主幹（保育所長）6 人、主査（保育所長）4 人、主査（保育士）8 人、主任保育士 51 人、保育士 34 人、主任調理員 5 人、調理員 7 人、主任栄養士 1 人、用務員 10 人の合計 159 人である。その他、非常勤職員 73 人、臨時職員 125 人である。

２ 主な所掌事務

こどもみらい課は、保育所（ただし、こども政策課所管の保育所の設置及び廃止に関するものを除く。）に関すること、認可外保育施設の指導等に関すること、療育センターに関すること、ファミリーサポートセンター及びつどいの広場に関すること、病児・病後児保育事業等に関する事務を所掌している。

３ 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（１）未収金の徴収について

未収金は、保育所運営費保護者負担金（公立）（滞納繰越分 1,807 万 9,725 円）、保育所運営費保護者負担金（認可）（現年度分・滞納繰越分の合計 5,059 万 9,260 円）等である。

（2）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、私立保育園運営費負担金（40 億 4,253 万 5,850 円）、沖縄県保育所長・市町村保育関係職員研修会参加負担金（5 万 2,000 円）、保育士専門研修出席負担金（3 万 3,600 円）、沖縄県保育士会負担金（2 万 1,895 円）等である。

補助金の支出は、沖縄肢体不自由児協会運営補助金（14 万 9,958 円）である。

（3）資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、保育料過誤納還付金（公立保育所・認可保育所）、認可外保育施設賠償責任保険料、先進施設への視察、療育センター30周年記念講演会講師への旅費、保育料のゆうちょ銀行口座振替料金の支払い等である。

概算払いによる支払いは、社会福祉法人助成金、先進施設への視察、南部地区保育所給食研修会参加旅費、保育所主任保育士研修会受講旅費等である。

これらについて、予算執行同等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市安謝保育所管理運営業務委託（1 億 3,801 万円）、乳幼児健康支援一時預かり事業（3 施設合計）（2,850 万円）、PCB 処理業務委託（1,023 万円 1,200 円）、ファミリーサポートセンター管理運営業務委託（893 万 8,000 円）、認可外保育施設児童内科健診業務委託（521 万 5,000 円）等である。

（2）工事及び設計委託の契約について

工事契約は、宇栄原保育所建替工事（建築）（繰越明許）（8,466 万 1,000 円）、宇栄原保育所建替工事（機械）（繰越明許）（3,634 万 7,150 円）、宇栄原保育所建替工事（外構）（繰越明許）（2,509 万 5,000 円）、宇栄原保育所建替工事（電気）（繰越明許）（2,209 万 1,200 円）等である。

設計委託契約は、宇栄原保育所建替工事業務委託（工事管理）（繰越明許）（1,197 万 1,050 円）、泊保育所解体除去工事設計業務委託（設計・監理）（118 万 4,400 円）、宇栄原保育所解体除去工事設計業務委託（設計・監理）（102 万 600 円）等である。

（3）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、施設賃借料（つどいの広場）（78 万円）、タクシー使用料（75 万 8,120 円）、複写機賃借料（62 万 4,668 円）、営繕車リース料（21 万 2,940 円）、FAX 賃借料（6 万 5,520 円）等である。

（4）修繕料の契約について

修繕料の契約は、プレハブ倉庫修繕工事外 9 件（129 万 6,402 円）、久場川保育所幼児用バス設置修繕料外 4 件（93 万 4,500 円）、若狭浦保育所トイレ金具取付及び廊下コンセント取替修繕料外 18 件（64 万 7,493 円）、久場川保育所漏水修繕料及び大便器ハンドル調整外 5 件（31 万 1,430 円）、赤平保育所アルミクレセント及びドア修繕料外 4 件（27 万 7,830 円）等である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね

適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、松川保育所その他の行政財産 (14 筆 5,506.31 m²)、泊保育所その他の普通財産 (14 筆 11,832.43 m²) である。

建物は、めおと橋保育所その他の行政財産 (12 棟 6,444.69 m²)、泊保育所の普通財産 (540.50 m²) である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 9 日に本課の備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 子育て応援課

1 職員の配置状況

子育て応援課の職員の配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 13 人、主任主事 3 人、主事 15 人の計 35 人である。その他、非常勤職員 43 人、臨時職員 14 人である。

2 主な所掌事務

子育て応援課は、児童健全育成、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、児童館及び児童遊園、児童虐待の防止、こども並びに母子及び父子家庭等の医療費助成、母子及び寡婦福祉法、母子福祉センター等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、児童扶養手当返還金 (現年度分・滞納繰越分の合計 1,442 万 3,430 円)、子ども手当返還金 (現年度分・滞納繰越分の合計 158 万 4,000 円)、児童手当返還金 (現年度分・滞納繰越分の合計 129 万円)、母子及び父子家庭等医療費助成金返還金 (滞納繰越分 10 万 1,050 円) である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、児童館連絡協議会負担金 (4 万 5,000 円)、沖縄県家庭相談員連絡協議会負担金 (1 万 1,000 円)、九州地区家庭相談員連絡協議会負担金 (5,000 円) である。

補助金の支出は、児童クラブ運営補助金 (2 億 271 万 8,500 円)、児童館母親クラブ活動助成金 (176 万円)、那覇市母子寡婦福祉会運営補助金 (97 万 9,000 円)、母子家庭等職業自立支援事業奨励金 (38 万 5,000 円)、発明クラブへの補助 (5 万円) である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、扶助費 (子ども手当)、扶助費 (子ども手当・児童

手当)、扶助費(児童手当)、扶助費(医療費助成)、児童扶養手当支給費等である。

概算払いによる支払いは、児童クラブ運営補助金、母親クラブ活動補助金、発明クラブ活動補助金等である。

これらについて、予算執行同等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、児童館管理運営業務委託(5児童館の合計5,445万1,000円)、母子生活支援施設事業(4,644万9,000円)、児童手当法の一部改正に伴うシステム改修作業業務委託(579万2,850円)、母子家庭等自立支援事業業務委託(272万円)、母子福祉センター管理運営費業務委託(242万8,000円)等である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

工事契約は、泊小学校区児童クラブ舎撤去工事(112万3,500円)である。

設計委託契約は、泊小学校区児童クラブ舎新築工事設計業務委託(設計・監理)(284万250円)、前島小学校区児童クラブ舎建築工事設計業務委託(設計・監理)(176万3,300円)、与儀小学校区児童クラブ舎改築工事設計業務委託(基本設計)(61万5,920円)、大名小学校区児童クラブ舎改築工事設計業務委託(設計・監理)(43万4,700円)等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機賃借料その他3件(111万7,528円)、タクシー使用料(34万6,340円)、自然体験等バス借上料(5万4,000円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、大名児童館ウッドデッキ修繕料(28万7,220円)、大名児童館手摺修繕料(21万7,180円)、壺屋児童館自動ドア修繕料その他3件(13万1,145円)、国場児童館外廊下タイル修繕料(12万5,895円)、久茂地児童館倉庫内棚修繕料(3万5,000円)等である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、児童館(4,514.61㎡)、母子生活支援施設(2,039.66㎡)、児童クラブ(396㎡)の行政財産(9筆6,950.27㎡)である。

建物は、児童館(4,211.07㎡)、母子生活支援施設(1,803.10㎡)、児童クラブ(545.36㎡)、児童遊園(19.03㎡)の行政財産(17棟6,578.56㎡)である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月10日に本課の備品台帳、その他関係書類と現品を突合した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

選挙管理委員会

○ 選挙管理委員会事務局

1 職員の配置状況

選挙管理委員会事務局の職員の配置状況は、局長1人、副参事1人、主幹1人、主査2人、主任主事1人、主事2人の計8人である。その他、臨時職員9人である。

2 主な所掌事務

選挙管理委員会事務局は、選挙人名簿の調製、縦覧、閲覧及び保管、選挙権及び被選挙権の資格調査、告示、直接請求、訴訟及び異議申出、選挙の公営、選挙啓発、選挙運動及び政治活動、選挙の諸証明、投票区、投票所等の設定及び改廃、各種選挙事務の管理執行、裁判員及び検察審査員候補者予定者選定、最高裁判所裁判官国民審査の事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、公職の候補者に係る供託物の没収（100万円）等である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県都市選挙管理委員会連合会負担金（7万9,400円）、全国市区選挙管理委員会連合会分担金（7万2,200円）、九州都市選挙管理委員会連合会負担金（8,000円）等である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、県議会議員選挙にかかる選挙事務従事者報償費、投票所入場券郵送料及び投票立会人報酬、市長及び市議会議員補欠選挙にかかる選挙事務従事者報償費、投票所入場券郵送料及び投票立会人報酬等である。

概算払いによる支払いは、全国市区選挙管理委員会連合会総会、九州都市選挙管理委員会連合会総会、沖縄県都市選挙管理委員会連合会総会への旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、衆議院議員選挙及び国民審査に係る選挙公報配布業務委託（413万3,356円）、県議会議員選挙に係るポスター掲示場設置業務委託（390万1,716円）、県議会議員選挙に係る選挙公報配布業務委託（296万3,648円）、市長及び市議会議員補欠選挙に係る選挙公報配布業務委託（276万321円）、衆議院議員選挙及び国民審査に係るポスター掲示場設置業務委託（231万円）、市長及び市議会議員補欠選挙に係るポスター掲示場設置業務委託（200万円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、衆議院議員選挙及び国民審査に係る洋上投票シ

ステム賃借料（225万465円）、県議会議員選挙に係る車両賃借料外13件（100万3,061円）、市長及び市議会議員補欠選挙に係る投票所用車イス賃借料外9件（37万9,287円）等である。

（3）修繕料の契約について

修繕料の契約は、県議会議員選挙に係る印刷機修繕料（3万6,540円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成25年1月17日に備品台帳、その他関係書類を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

参考（抜粋）

○定期監査実施要領（平成21年3月25日監査委員決定）

那覇市監査基準第2章第1節第14条第1号に規定する定期監査の実施要領を次のように定める。

第6 監査後の処理

1 監査終了後、監査対象機関等の長に対して監査結果の概要を「指摘事項等」として、文書により示すものとする。

2 指摘事項等は、次の区分によるものとする。

（1）指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。

（2）是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

（3）注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べることとする。

（4）要望事項

予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこととする。

正 誤

○ 那覇市公報号外第714号その 7 の正誤

2012（平成 24）年 12 月 28 日付け那覇市公報号外第 714 号その 7 の 2476 頁から 2485 頁について、重複のため削除する。

